

Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見							
方針１）多様なニーズを受け止められる子育て支援							
（１）多様な保育の場づくり							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①保育園	■公立11園、私立25園、認証保育所8園で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■ニーズ量調査の結果を踏まえ、民間活力や国・都の補助制度を活用して計画的に整備を進めていく。 ■計画については毎年度見直しを行い、保育需要の動向や市の財政状況のバランスを取りながら待機児童の解消を推進する。	保育課	■認可保育所の増改築による定員変更（定員30名増） ■認証保育所1施設開設（定員40名）	■認可保育所（ひよこハウス多摩平）の増改築による定員変更で、定員30名増 ■認証保育所（第三暁愛児園）の開設により、定員40名増	A	■認可保育所（吹上多摩平保育園）の移転増築に伴う定員拡大（90名） ■認証保育所1施設（第四暁愛児園）開設（定員40名）
②認定こども園	■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳の子どもが教育・保育と一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■市内で認定こども園は「幼稚園型」の1園のみだが、幼保連携型認定こども園等の新たな枠組みの認定こども園についても、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を見極めつつ開設を検討していく。	保育課	■私立幼稚園の意向を踏まえ、方向性を検討していく。	■市内の認定こども園 幼稚園型 1園（日野・多摩平幼稚園）	A	■認定こども園1園継続 ■私立幼稚園の意向等を踏まえつつ、認定こども園の新規開設を検討。
③小規模保育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0～2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定し、就学前まで継続して保育が受けられるように保証していく。	■平成27年4月に2か所開設し、保育需要に対応していく。 ■今後の開設には、卒園後の受け皿となる連携施設の設定が課題になると考えられるため、日野市全体の保育需要の正確な把握に努め、あり方を検討する。	保育課	■小規模保育事業を2施設開設（定員29名）	■小規模保育事業2施設（マジオたんぽぽ保育園日野ルーム、ののはな保育園）開設（定員29名）	A	■待機児童の状況等を踏まえた上で、小規模保育事業開設の必要性を判断、検討する。
④家庭的保育（保育ママ）	■家庭的な雰囲気のもと、0～2歳児の少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。 ■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。	■現在の事業を継続していくが、今後の東京都の家庭的保育事業制度の動向や、子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら検討を行っていく。	保育課	■現在の事業を継続しつつ、東京都の家庭的保育事業制度の動向に注視していく。	■家庭的保育事業実施 8名 ■東京都の補助額改正に伴い、日野市も同様に委託料を変更。	A	■現在の事業を継続。（8名） ■引き続き、国・都の動向を注視しながら改正等に対応していく。
⑤事業所内保育	■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもの預かる施設だが、一定割合の地域の子どもの受入れることとし、一緒に保育を行う事業。	■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。	保育課	■市内事業所の意向や保護者のニーズを踏まえ、方向性を検討する。	■市内事業所の意向を踏まえながら、開設を検討	A	■市内事業所の意向を踏まえながら、開設を検討する。
⑥幼児園	■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。 ■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。	■幼児園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。	保育課	■幼児園事業を継続し、幼児園まつりや合同遠足を実施する。	■合同遠足 10/27（4歳児）、10/28（5歳児） ■幼児園まつり 7/11 ■カレーパーティー、芋煮会、ミニ運動会、合同避難訓練等を実施	A	■保護者及び保育士、担当課の三者で協力して「幼児園」を運営し、地域との交流事業として、幼児園まつりや合同遠足等を実施する。

⑦学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。 ■対象：小学校1～3年生 (ただし、障害児は4年生まで)。 ■事業概要 ①施設数(平成27年3月時点) 36か所(1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む)。 ②育成日 月曜日から土曜日まで(祝祭日・年末年始を除く) 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制(平成27年度より) ③育成時間(平成26年度現在) ・通常 下校時～18時30分 ※17時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要。 ・学校休業日 8時30分～17時45分 ※土曜日、三季休業期間等。	■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成26年4月1日現在の登録児童数は1,687人となり、対象児童人口の約37%が登録されている。 働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とする児童をできる限り受け入れていく。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの3つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。 ■運営形態については、安全性・安定性・利用者の利便性及びコストの観点から、民間活力の導入も含め、幅広い視点から検討を行い、子育て支援を充実する。 ■利用者ニーズの高い育成時間の拡大について、検討を進める。	子育て課	■平成27年度についても、学童クラブを必要とする児童を全員受け入れることができたが、学校区により、受け入れがかなり厳しくなっている状況もあることから、児童数の推移を丁寧に見ながら、増設等必要な対応を検討していく。 ■平成27年度より、適正利用の考え方に基づく利用方法を徹底するようになったが、保護者や現場施設職員の意見等を吸い上げ、よりよい仕組みとなるよう、検証・修正を進める。 ■利用者ニーズの高い延長育成時間の拡大を進めるためには、指定管理者制度の導入で都型学童クラブとして都の補助金を受けることが経費節減につながることから、平成29年度を目途に指定管理者制度への段階的移行を図るための準備を進める。	■多摩平地域の再開発に伴う第五小学校の児童数増加に対応するため、第五小学校の校舎増築の中で、新五小学童クラブを開設した。これにより、受け入れ枠が94人分拡大し、大規模マンションの建設等による今後の児童数のさらなる増加に対応するための準備を進めることができた。(平成28年3月時点施設数37か所) ■利用者に、必要な日数を利用していただくため、①要件見直し、②三季休業利用、③欠席届制限、④適正利用(是正措置等)の新たな仕組みの運用を開始した。その結果を随時検証し、また、学童クラブの保護者や職員等が参加する「放課後等の児童の居場所あり方検討会」でご意見をいただき、より良い仕組みへと修正を図ることができた。 ■「放課後等の児童の居場所あり方検討会」や「子ども子育て支援会議」において様々なご意見をいただく中で、育成時間拡大の取り組みについて平成29年度のモデル実施に向けた準備をすすめることとした。 ■学童クラブへの民間活力の導入については、平成29年度を目途に進めることとした。	A	■平成28年度についても、学童クラブを必要とする児童を全員受け入れることができたが、学校区により、受け入れがかなり厳しくなっている状況もあることから、児童数の推移を丁寧に見ながら、既存施設の有効活用や増設等必要な対応を検討していく。 ■適正利用の考え方に基づく利用方法を引き続き検証し、学童クラブを必要とする方が必要なだけ利用できるよう修正を進める。 ■保護者や現場施設職員の意見等を吸い上げながら平成29年度の育成時間拡大モデル実施に向け、民間活力の導入も含め、準備を進める。
⑧市立幼稚園	■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子供の健やかな成長を育む事業。 ■対象：4歳児・5歳児 ■事業概要 ①施設数(平成27年3月時点) 5園 ②保育時間 月～金 9時～14時 (水曜日は11時半まで)	■幼稚園公開や職員の研修を通じて他の幼児機関と連携を図っていく。 ■平成28年度末に幼稚園統合による第三幼稚園の廃園を予定している。さらなる幼稚園の適正配置については第三幼稚園の廃園による影響を考慮しながら引き続き検討していく。	学校課	■幼稚園、保育園、小学校の先生が参加する幼保小連携教育推進委員会の開催 ■私立幼稚園と連携した食育事業の実施 ■三幼廃園の周知をしながらの平成28年度入園児の募集	■幼保小連携教育推進委員会を開催し、就学前教育と小学校への接続について連携を深めた。 ■私立幼稚園と市立幼稚園が連携し、生ごみからの畑の土づくりに取り組み、食育事業を行った。 ■平成28年度入園児募集要項において三幼の定員の特例など統合による影響の周知を行った。	A	■三幼廃園の周知をしながらの平成29年度入園児の募集と三幼在園児の転園 ■三幼の閉園式や廃園手続きの実施 ■幼稚園、保育園、小学校の先生が参加する幼保小連携教育推進委員会の開催
⑨私立幼稚園	■市内に10園が設置されており、2千人以上の児童が在籍している。 ■市内の幼児教育の主軸であり、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。	■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。 ■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。	保育課	■現在の事業を継続しつつ、私立幼稚園の意向、国・都の動向を注視していく。	■預かり保育 10園で実施。 ■新制度に移行する幼稚園はなかった。	A	■市内10園で引き続き預かり保育を実施。 ■国・都の動向を注視し、新制度への移行を希望する幼稚園があれば支援していく。
⑩延長保育	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施している。	■現在の事業を引き続き継続し、保護者のニーズに応えていく。	保育課	■公立・民間の全園実施	■1時間延長 公立11園 民間8園 小規模2園 ■2時間延長 民間17園	A	■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施
⑪病児・病後児保育	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病氣中や病氣の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。	■平成27年4月に病児保育室を1か所開設し、病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で実施していく。 ■今後の開設については、利用率等を考慮して検討する。	保育課	■病児保育室を1施設開設 市内合計3か所で実施する。	■平成27年4月からむこうじま保育園に病児保育室開設。 ■市内3か所(病児・病後児1、病児1、病後児1)で実施。 ■年間述べ利用者数1,045人	A	■引き続き市内3か所で実施

⑫ファミリ－・サポート・センター事業	■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 ■主な活動：「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」 ■会員の状況（平成25年度） ①育児援助 提供会員630名、依頼会員6,044名 両方会員150名 ②妊産婦・家事・高齢者援助 提供会員554名、依頼会員4,638名 両方会員115名	■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。	子ども家庭支援センター	■この事業が市民の相互援助活動として広く市民生活に浸透し、身近な安心できる活動となるようさらに充実させていく。そのために、個人情報への配慮、万一に備えた安全対策や危機管理等を再確認、徹底しながら事業を進めていく。 ■対応件数は、年々増加しており、依頼ニーズの多様化もある。この多様化するニーズに的確に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。 ■その方策として、対応困難な状況等については子ども家庭支援センターと相談し、連携を図りながら個別対応の充実を図る。	■会員の状況（平成27年度） ①育児援助 提供会員563名 依頼会員6,085名 両方会員145名 延べ支援件数3,971件 ②妊産婦・家事・高齢者援助 提供会員498名 依頼会員5,009名 両方会員105名 延べ支援件数1,657件	A	■この事業が市民の相互援助活動として広く市民生活に浸透し、身近な安心できる活動となるよう、充実させていくとともに個人情報への配慮、万一に備えた安全対策や危機管理等を再確認、徹底しながら事業を進めていく。 ■対応件数も増加し、ニーズも多様化している。ニーズに添った対応をするため、提供会員の増加、資質の向上等対応力強化に努める。 ■対応困難な状況等については子ども家庭支援センターと連絡、連携を図りながら個別対応の充実を図る。
⑬トワイライトステイ	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。 ■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館 2 階 時間等：18時～22時 月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施 対象：1 歳～小学校 3 年生まで。	■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター	■事業が継続的に円滑に実施できるよう、実施機関（委託事業者）との連携を密に図る。 ■子育て情報サイトや、広報等を活用し、市民への周知に努める。	■トワイライトステイ 延べ利用者数：385人	B	■事業が継続的に円滑に実施できるよう、実施機関（委託事業者）との連携を密に図る。 ■子育て情報サイトや、広報等を活用し、市民への周知に努める。
⑭ショートステイ	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。 ■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：1 利用につき 7 日間まで。	■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。	子ども家庭支援センター	■事業が継続的に円滑に実施できるよう、実施機関（委託事業者）との連携及び調整を密に図る。 ■10年振りに委託料を見直したため、体制を強化し利用を促進する。 ■また広報紙や子育て情報サイトを活用し、市民への周知に努める。	■ショートステイ 延べ利用者数：197人	B	■事業が継続的に円滑に実施できるよう、実施機関（委託事業者）との連携及び調整を密に図る。 ■広報紙や子育て情報サイトを活用し、市民への周知に努める。
⑮一時保育	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。 ■事業概要 対象児童：生後3 か月～就学前まで。 利用時間：0 歳児 月・火・木・金 9 時～16 時30 分 1 歳～就学前まで 月～土（民間保育園は月～金） 8 時30 分～17 時（超過保育あり） ※祝日・年末年始は未実施。	■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。H26年度より減免制度を導入し、より利用しやすい事業とした。0 歳児専用の施設を含め、現在市内7か所で実施し、利用ニーズを充足する定員数は確保しているが、今後も現状維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター	■H26年度より生保・非課税世帯への利用料免除制度を開始しており、H27年度も広く市民に周知し利用促進に努める。 ■現在の市内7か所の一時保育が継続して円滑に実施できるよう実施機関（委託事業者及び民間保育園）との連携を図っていく。 ■子育て情報サイト、広報等を活用し、市民への周知に努める。	■一時保育（延べ利用者数） 多摩平一時保育室：1,405人 0歳児ステーションおむすび：438人 民間保育園合計：3,688人	A	■現在の市内7か所の一時保育が継続して円滑に実施できるよう実施機関（委託事業者及び民間保育園）との連携を図っていく。 ■子育て情報サイト、広報等を活用し、市民への周知に努める。
⑯休日保育	■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日・年末（12/29・30）にも就労等により保育が必要な家庭のための事業。	■市内 1 か所の実施でニーズ量は確保できているため、今後も継続して実施する。	保育課	■ 1 か所で実施	■平成27年4月からののはな保育園で休日保育開始。 ■市内2か所（しせい太陽の子保育園・のはな保育園）で実施。 ■年間延べ利用者数 しせい太陽の子保育園248人 のはな保育園33人	A	■引き続き市内2か所で実施
⑰夜間保育	■保護者が仕事などの理由で夜間に家庭での保育ができない場合に保育を実施する事業。	■延長保育及びトワイライトステイにより需要を満たしているため実施しない。	保育課	■実施しない	■未実施	A	■実施しない

(2) 保育の質の向上							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①第三者評価の実施	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。 ■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。 ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。	■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めている。	保育課	■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行う。 ■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行う。	■第三者評価の受審 民間保育園：11園 認証保育所：3園 ■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行った。	A	■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行う。 ■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行う。
②保育園の機能の充実	■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。	■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行う。	保育課	■各保育園が特色ある活動に取り組み、市立保育園の魅力を引き出して保育の充実を図ると共に、食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行う。	■四季を感じる農園、プロによる豆腐づくりの話やナチュラリスト学習を、お茶会、習字を実施。また、地域支援では、遊具や絵本の充実で施設・園庭の開放を実施。	A	■四季を感じる農園、プロによる豆腐づくりの話やナチュラリスト学習を、お茶会、習字を実施。また、地域支援では、遊具や絵本の充実で施設・園庭の開放を実施。
③保育士の研修・交流等	■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。 ■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。	■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。 ■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本を柱に事業を進める。	保育課	■保育の向上を図るために、 ①研修 ②子ども・職員の相互交流 ③地域のネットワークづくりの3つの事業を実施する。	■研修：「乳幼児の運動遊び」(7/9)参加者72名(公民含む) ■相互交流：参加園46園(公立11園・民間35園)総回数39回 ■地域のネットワークづくり：「こどもまつり」(10/11雨天中止)「保育園紹介パネル展」(11/13～16)来場者総計1102名	A	■保育の向上を図るために、 ①研修 ②子ども・職員の相互交流 ③地域のネットワークづくりの3つの事業を実施する。
(3) 地域の子育て支援拠点の強化							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①地域子ども家庭支援センター	■多摩平、万願寺の2カ所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。	■子ども家庭支援センター直営の子育てひろばとして、市内22か所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。 ■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター(高幡本部)との連携を図り、個別対応につなげていく。 ■保護者の自主的な地域の組織化の啓発として、子育てサークルの立上げや活動の支援を積極的に行っていく。	子ども家庭支援センター	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割の発揮 ①子育てひろば 来所者のニーズにあった啓発講座の企画を行う。 ②相談事業 相談に寄り添い、しっかり受け止めるとともに困難事例については、子ども家庭支援センター本部や他機関との連携を強める。 ③子育てサークル活動 会員が減少傾向にあるサークルのてこ入れ支援を行う。	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割の発揮 ①啓発講座 実施回数：268回 参加者数：6,787組 ②相談事業 受理件数：4,935件 ③子育てサークル 登録団体：30団体 訪問件数：65回	B	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割の発揮 ①子育てひろば 来所者のニーズにあった啓発講座の企画を継続する。 ②相談事業 相談者にしっかりと寄り添い、受け止めるとともに困難事例についての連携を強める。 ③子育てサークル活動 地域支援ワーカーによる直接的な訪問支援で会員の減少にあるサークルのてこ入れ支援をする。

②子育てひろば	■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。 ■地域の子育て支援拠点施設として、市内に22か所設置。（平成27年3月現在）	■親子の居場所としての機能を大切にしながら、虐待予防、養育相談の最前線としての機能も担っていく。	子ども家庭支援センター	■安定した子育てひろばの運営が行えるように各ひろばの巡回を行い、ひろば担当者との運営上の意見交換を行う。	■次世代育成型子育てひろばを隔月に訪問巡回した。	B	■安心できる地域の居場所としての機能をもったひろばとして安定した運営のため担当者と意見交換する。
③児童館	■地域の子どもたち（0歳から18歳未満）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。 ■事業概要※平成26年度時点 ①施設数 合計10館（内指定管理2カ所） 基幹型 3館 地域型 7館 ②開館日 月～土（日曜、国民の祝日、年末年始は休館） ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぷらねっとは火曜日から日曜日（月曜、国民の祝日、年末年始は休館） ③開館時間 9時30分～18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぷらねっとは9時30分～19時 ④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者	■児童館は、子ども・子育て支援新制度の枠組みには規定されていないが、これまで以上にその果たす役割が重要となる。 ■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支えていく。 ■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う利用者支援の充実を進める。 ■事業の充実を図り、生まれる前から大人まで対象とした、地域の子育て・子育て支援の活動拠点としての機能強化を進める。 ■基幹型児童館は、地域の子育て・子育て支援の中核を担う総合施設として位置づける。 ■地域型児童館は、第4次行財政改革大綱を踏まえ、指定管理者制度への移行等の検討を進めながら、より身近な児童館として、子育て・子育ての支援を充実させる。	子育て課	■保護者が求めている情報等ニーズの把握、職員のさらなるスキルアップ、関連部署との連携・情報収集等、利用者支援の充実に向け児童館職員全体で取り組みを進める。また、ポケットナビがより活用しやすくなるような、児童館としての取り組みを検討する。 ■例えばランドセル来館等、児童館として、児童の放課後を支えるためのメニューの充実について検討を進める。 ■地域型児童館は、第4次行財政改革大綱を踏まえ、可能な所から指定管理者制度への移行等の検討を進め、より身近な児童館として、子育て・子育て支援を充実させる。	■利用者支援の充実に向け「日野の子育て、児童館でまるっと早わかり！」事業を市内の全10児童館（指定管理者館を含む）で開始した。子育て世帯へのアンケート（596件回収）によるニーズの把握。幼稚園や保育園を含めた子育て情報の発信。子育て相談シートの作成と活用。ツイッターによる児童館情報の発信を開始した。 ■ランドセル来館について区市町村の状況を確認し、児童館として児童の放課後を支えるためのメニューの充実について検討を行った。 ■地域型児童館への民間活力の導入に向け、区市町村の状況の把握や経費等の比較を行った。	B	■「日野の子育て、児童館でまるっと早わかり！」事業を引き続き充実させるため、多くの情報を収集し、必要に応じた他課との連携、市民とのパイプ役となりよりよい市民サービスが提供できるよう努める。 ■ランドセル来館等、児童館として、児童の放課後を支えるためのメニューの充実について検討を進める。 ■地域型児童館は、第4次行財政改革大綱を踏まえ、可能な所から民間活力の導入を進める。
④放課後子ども教室「ひのっち」	■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。 ■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員（ひのっちパートナー）を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。 ■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。 ■開始年月 平成19年6月	■平成26年2月に実施した「ひのっちニーズ調査」の結果を踏まえ、保護者ニーズの最も高かった夏休み開催を平成27年度より4校にて試行。 ■その上で、長期休業期間中の開催実施及び学校数などについても検証を行っていく。 ■さらに地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度のアシストパートナー制度の確立を図っていく。	子育て課	■スーパーひのっち「なつひの」として日野第三小学校、日野第五小学校、南平小学校、旭ヶ丘小学校で夏休みの期間ひのっちを試行開設 開設期間：7月21日～7月30日の平日 8月21日～8月31日の平日 合計17日間実施 ■アシストパートナー制度の実施（無償ボランティア制度） 目的：より地域住民が「ひのっち」に参加しやすい環境を作ること、現在従事しているスタッフがライフスタイルに合わせて柔軟に参加できる環境をつくることを目的に運用開始。 ■「ひのっち」の魅力をより利用者（保護者・子ども）に知ってもらうためにPR動画を作成する予定。	■スーパーひのっち「なつひの」として日野第三小学校、日野第五小学校、南平小学校、旭ヶ丘小学校で夏休みの期間ひのっちを試行開設し、合計17日間実施 総参加児童数3,283名 終了後に保護者、参加児童、従事者に対してアンケートを取り、来年度以降の開催について検証した。 ■アシストパートナー制度の実施（無償ボランティア制度）の運用開始に伴い、従事者へ制度が徐々に浸透し始めた。 ■「ひのっち」の魅力をより利用者（保護者・子ども）に知ってもらうためにPR動画を作成し、日野市広報を通して、youtubeにて公開。再生回数800回を超え市内外に向けてPRが出来た。	A	■スーパーひのっち「なつひの」を昨年度実施した日野第三小学校、日野第五小学校、南平小学校、旭ヶ丘小学校の4校に加えて東光寺小、七生緑小の2校を加え計6校で実施。 ■「ひのっち」の魅力をより利用者（保護者・子ども）に知ってもらうために第2弾・第3弾のPR動画を作成する。

⑤駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具体化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。 ■子育て広場事業 ①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。 ②開設日 月～金、第3土曜日 ③開設時間 10時～16時 ランチタイム 11時30分～13時 ■児童育成事業 ①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっていく。 ②開設日 月～土（祝祭日を除く） ③開設時間 17時45分～21時			子育て課	■子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）は、地域支援事業の中に位置づけられている。地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、高齢者等地域の多様な世代との連携等、一層、地域に開かれた運営を進めるための取り組みを検討する。 ■利用者の減少傾向にあった夜間の児童育成は、平成26年度、大幅に利用者数が増加（延べ利用人数、平成25年度553人→平成26年度1,334人）した。引き続き夜間の育成を必要とする児童がいることから、その方向性については、子ども・子育て支援会議で意見を伺いながら、学童クラブの延長育成時間の拡大と合わせて検討を進める。	■昼の子育てカフェでは、利用者数が6,885人（前年度7,274人）と若干減少したが、子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談・援助の場としての役割を果たしている。また、子育てや子育て支援に関する講習会や利用者が主催となったイベントを実施し、利用者とのつながりを深めるとともに、自治会のお祭りに参加する等、地域に中で顔の見える関係作りを進めることができた。 ■夜間育成では、延べ利用人数が1,494人と、さらに増加し、保護者の帰りが遅い児童にとって、大切な居場所となっている。また、単に就労支援にとどまらず、複雑な家庭環境にある児童にとっての居場所にもなっている。	A	■地域における子育て・子育ての拠点となるよう、モグモグ、利用者、地域のつながりをさらに深めることができるような取り組みを進める。 ■平成28年度、夜間育成の登録者は14人（前年度末12人）と、さらに増加している。 また、児童虐待の増加や貧困問題等、子どもを取り巻く環境が厳しさを増す状況も踏まえ、モグモグが担うべき役割や方向性について、子ども・子育て支援会議等で意見を伺いながらさらに検討を進める。
--------------------	--	--	--	------	---	---	---	--

Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見							
方針 2）子育てを励ます人と場づくり							
（1）市民による子育て支援の輪づくり							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①市民参加での居場所づくり	■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平（出張ひろば）等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。 ■市民参加により作成されたひのっ子すくすくプラン（前期・後期）および市民の森ふれあいホール利活用指針・管理運営指針に基づき、子どもの居場所づくり、遊びを通した育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、ふれあいホールと仲田公園（自然体験広場）を一体的な活用を行うことを目的とする。 ■【集会室1－2の活用】（平成25年度実績） 登録団体数 24 団体 利用日数 241 日 利用者団体 536 団体（延べ） ■【集会室1－2・仲田の森蚕糸公園の活用】（平成25年度実績） 「なかだの森であそぼう！」の開催 開催：60 回 参加：6,802 人（延べ）	■市民が、子育て支援に積極的に関われるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）では、「心ふれあうコミュニティづくり」として「市民間の交流の促進」を施策の展開に位置づけ、「市民の森ふれあいホールの利活用を促進し、市民交流の活性化に努める」等に鑑み、引き続き市民交流の活性化を図る。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点に位置づける。 ■緑と清流課と連携して、仲田の森蚕糸公園の活用を検討していく。	子ども家庭支援センター	■市民が子育て支援に積極的に関われるよう、人材育成のための養成講座を開催する。	■養成講座 6 回開催	B	■市民が子育て支援に関われるよう引き続き人材の養成、確保を継続する。
			子育て課	■ふれあいホールと仲田の森蚕糸公園の一体的な活用を引き続き行う。	■集会室1-2・仲田の森蚕糸公園の活用 「なかだの森であそぼう！」 開催：65回 参加者：延べ7,778人 ■集会室1-2の活用 登録団体：23団体 利用日数：303日 登録団体利用数：延べ609回		■ふれあいホールと仲田の森蚕糸公園の一体的な活用を引き続き行う。
②子育てサークルへの支援	■子どもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立ち上げの支援を行っていく。	子ども家庭支援センター	■会員数の減少傾向にあるサークルが自然消滅しないようてこ入れ支援を行う。 ■乳幼児人口が多くなっている地域の選定を行いサークル立ち上げ支援を行う。	■子育てサークル 登録団体：30 団体 訪問件数：65 回 ■子育て支援グループ 登録団体：6	B	■子育てサークルの維持、継続のための支援を引き続き実施する。
③子育てパートナー事業	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。	■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるように進めていく。	子ども家庭支援センター	■子育て支援者の養成講座の際、受講者にボランティア登録制度の案内を行い、ボランティア活動の登用につなげる。	■養成講座 6 回開催	B	■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施する。
④さんぽっばひろば事業	■自然に囲まれた環境の中で子育て支援を行う事業。 ■3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施することで、地域の子育て支援を行う。	■集団体験の場として、3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施し、市内南部地域の子育て支援の拠点として継続実施していく。	子ども家庭支援センター	■自然に囲まれた環境の中、3歳児を対象とした集団体験の場としての幼児教室及び地域の子育て支援啓発事業等を市民の手（NPO）により引き続き実施する。	■幼児教室（3歳児） 計34名（2クラス） ■子育て支援啓発事業 延べ29回実施 ■子育て相談 48件	B	■自然に囲まれた環境の中、3歳児を対象とした集団体験の場としての幼児教室及び地域の子育て支援啓発事業等を市民の手（NPO）により引き続き実施する。

(2) 子育て相談・支援の充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①乳幼児健康相談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	健康課	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今年度から妊婦にも対象を広げ、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	■31会場 来所者869人 (内訳：乳幼児864人・妊婦5人)	B	■妊娠期からの相談支援を引き続き行い、子育て中の保護者同士のつながりの場として、継続するとともに、妊婦へは母子手帳交付時等に積極的に周知していく。
②乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	健康課	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	■乳幼児歯科相談 月7回実施。受診者延べ1,003名 1歳6か月児歯科健康診査受診者 1,494人 3歳児歯科健康診査受診者1,589人 ■むし歯予防講習会 13園開催。延べ受講者数775人	B	■1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査でむし歯が1本でもあった場合は、その後、歯科医療につながっているかを確認する為、当日にハガキをお渡しして返信をいただく様にして取り組んでいる。
③相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター（エール）にて、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■0歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	発達支援課	■臨床心理士による専門相談や発達知能検査の実施などの迅速な対応手法を再構築 ■福祉と教育の総合的な支援体制（エール内におけるつなぎ支援、関係機関相互のケース会議の発足など）の充実	■相談支援事業 心理相談（実408回、延べ1,655人） 一般相談（延べ960人） 初回相談（実481回） 障害児相談（一般7件、特定1件、障害児4件） 発達・心理検査（389件）	B	■就園・就学・進学等のライフステージの変化を見据えながら、適切なタイミングで指導や療育につながるような、臨床心理士による心理相談や発達知能検査の実施等に関する体制の構築各専門職とのスムーズな連携や協力体制が組めるよう、総合的な支援体制の充実。
④子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。また、内22か所ある子育てひろばの相談事業の統括の役割を担う。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	■子育て相談が増え続けている中、妊産婦、0歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	子ども家庭支援センター	■職員の構成の中で子ども家庭支援ワーカーを増員し、地区担当制からチーム制にすることで、増え続けている相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役として中心的機能を果たしていく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応もさらに強化していく。	■相談受理件数 523件（内、虐待件数96件） 【過年度実績】 ：26年度437件（内、虐待件数94件） ：25年度346件（内、虐待件数38件） ■子ども家庭支援ワーカー相談件数 8,144件 【過年度実績】 ：26年度6,650件 ：25年度4,742件 ■個別ケース会議 165件 【過年度実績】 ：26年度88件 ：25年度72件	A	■昨年度からのチーム制をリーダーを中心としたより機能的な形態にすることで、増え続けている相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役として中心的機能を果たしていく。 ■心理専門相談員を2名配置に増員することで、児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応もさらに強化していく。

⑤育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「家事育児支援ヘルパー」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがないようすくいあげる体制づくりを進めていく。	子ども家庭支援センター	■健康課「乳児家庭全戸家庭訪問事業」や各関係機関との連携により要支援家庭を把握し、支援の実施を行い、虐待防止に努める。	■育児技術訪問指導員 延べ訪問日数 32日 延べ訪問時間 51時間 ■家事育児支援ヘルパー 延べ訪問日数 24日 延べ訪問時間 24時間	B	■健康課始め各関係機関と連携を深め、要支援家庭を把握し、支援の実施を行い、虐待防止に努める。
⑥利用者支援事業	■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。	■子育て情報サイトをはじめとする利用者支援情報収集、集約及び提供体制の拡充を図る。 ■市役所あるいは市内の子育て支援関連施設において、相談者のニーズにあった市内の子育て情報を提供し、個別に相談や援助をしていく。	子ども家庭支援センター	■子育て情報サイトを活用し、利用者が子どもの年齢や目的に応じた子育てに関する情報を手軽に調べることができるようにする。 ■児童館等子育て関連施設においても相談者のニーズに沿った情報提供ができるよう提供体制や情報ツールの充実を図る。	■市役所あるいは市内の子育て支援関連施設において、相談者のニーズに応じた子育て情報を提供し、個別に相談や援助を行った。 ■子育て情報サイト「ぽけっとなび」を平成27年5月1日より開設した。	B	■4月1日より、国・都の定める「利用者支援事業（母子保健型）」を開始。今後「利用者支援事業」設置等について関係課と連携しながら検討を進める。

Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見							
方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり							
(1) 安心して出産し、育児ができる支援							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①妊婦訪問指導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	■妊婦早期支援介入として継続していく。	健康課	■妊婦早期支援介入として継続していく。	■フォロー件数 (電話・面接・訪問等) 438件	B	■妊婦の全数面接を実施し、早期支援介入として継続していく。
②妊婦健康診査	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票(14回分)及び妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。	健康課	■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。	■妊婦健康診査受診者数(人) 1回目:1,565、2回目:1,543 3回目:1,528、4回目:1,528 5回目:1,532、6回目:1,503 7回目:1,447、8回目:1,362 9回目:1,252、10回目:1,170 11回目:1,081、12回目:922 13回目:683、14回目:396 超音波検査:1,408 ■妊婦健康診査助成金申請件数 300件	B	■妊婦健康診査を継続実施することにより、妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡の低下、流産の防止並びに心身障害児の発生の予防を目指す。 ■公費負担の対象として、HIV抗体検査及び妊婦子宮頸がん検査の2項目を追加する。
③乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	健康課	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■赤ちゃん訪問 訪問受理者数:1,423人 訪問実施者数:1,376人中、生後28日以内の訪問実施者数:338人(H26年度151人)	B	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。
④産前産後ケア	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、家事育児支援ヘルパーを派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行っていく。	子ども家庭支援センター	■今年度より事業を開始するため、様々の媒体を通じて対象の市民に周知し、事業を軌道に乗せていくことを目標とする。	■産前産後ケア 申し込み家庭数:60世帯 延べ訪問日数:174日 延べ訪問時間:340時間	B	■昨年度の利用者に実施したアンケート結果を踏まえ、更に利用しやすいものとするため、申し込み方法、利用期間、利用制限等を変更し実施する。
⑤乳幼児健康診査	■3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 ■上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	健康課	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	【3～4か月健診】対象者数1623人、受診者数1569人、受診率96.7%。未受診の状況把握率100%。 ■3歳児健診 対象者数:1,640名 受診者数:1,590名 受診率:97.0% 有所見者数:549名(34.5%) 未受診者39名中の把握者:34名(87.2%) (未把握者5名は子ども家庭支援センターと連携し追跡調査中)	B	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。

⑥乳幼児発達・経過観察健康診査	■発達健診 一般健診の結果、主に運動発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学的立場から、発達に重点をおいた相談を行い、障害の早期発見を図るとともに、適切なフォローを行い保護者の心理的・物理的負担を取り除くことを目的に実施している。 ■経過観察健診 一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。 ①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。	■発達健診 身近で相談できる場として継続していく。 ■経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	健康課	■発達健診 身近で相談できる場として継続していく。 ■経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	【発達健診】 毎月1回、年間12回実施。 予約者数：54人 受診者数：46人（初診者数25人、再診者数21人） 受診者率：85.2% ■経過観察健診 奇数月、年間6回実施。 予約者数：54人 受診者数：44人（初診者数41人、再診者数3人） 受診者率：81.5% 有所見者：10名（24.4%）	B	■発達健診 身近で相談できる場として継続していく。 ■経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。
⑦保育園での妊婦受け入れ	■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、公立保育園4園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。 ■0歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。	■今後も継続し、保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。	保育課	初産婦体験を、あさひがおか・しんさかした・もぐさ台保育園の3園で実施する。	■あさひがおか、しんさかした、もぐさ台の3園で実施したが、参加者は0人だった。	A	■引き続き、3園で実施する。
⑧周産期ネットワーク体制の充実	■地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	健康課	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	■医療機関との連携の数：58件	B	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。
⑨親の子育て力向上支援講座	■参加型の講習会（※NP、※ACT、ベビーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力“の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。	子ども家庭支援センター	■昨年度より実施した「ACTすこやか子育て講座」を5月、9月に年2コース開催。1コースの講座について、昨年度の4回から6回にして更なる充実を図る。	■ACTすこやか子育て講座実施 第1回：市民の森 ふれあいホール、5/12. 19. 26. 6/9. 16. 23 第2回：多摩平の森ふれあい館、9/17. 24. 10/1. 8. 15. 22	A	■今年度も同様に1クール6回の講座を2クール開催し、継続していく。

(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①ママ パパク ラス	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■平日保健コース、栄養コース、歯科コース、休日沐浴コース、休日保健コースを実施。 ■入浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVD を取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。	健康課	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。	■平日保健コース（11回） （延べ参加者数）妊婦：326名 夫等：41名 ■栄養コース（11回） 妊婦：134名 夫等：11名 ■歯科コース（11回） 妊婦：127名 夫等：4名 ■沐浴コース（12回） 妊婦：300名 夫等：256名 ■休日保健コース（2回） 妊婦：54名 夫等：46名	B	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。
②妊産 婦とその家族 への食育推進	■ママパパクラス（両親学級）の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	■栄養コース11回開催。妊婦134名、夫11名参加。	B	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。
③母子 健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。出産前後の相談等を気軽に受けられるよう、健康課窓口、各児童館、子ども家庭支援センター（高幡）、市役所市民窓口課、七生支所、豊田駅連絡所で交付をしている。	■様々な場所で配布することにより市民の利便性向上を図るとともに、各児童館が身近な場所となるよう継続していく。	健康課	■様々な場所で配布することにより市民の利便性向上を図るとともに、各児童館が身近な場所となるよう継続していく。	■妊娠届数1,613件	B	■交付窓口が1か所（保健センター）のみで交付。交付時に妊婦の方全員に保健師などの専門職が面接相談を実施。妊娠中のさまざまな不安を軽減し安心して出産を迎えられるようにする。
④子育て 情報の発信	■子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらう。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」による情報提供に加え、新たに「子育て情報サイト」を立上げ、主に電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせた情報発信を充実させていく。	子ども家庭支援センター	■子育てに関わる様々な情報をスマートフォンや携帯電話、パソコンから検索することができ、また登録することによって予防接種のスケジュール管理等も簡単にできる子育て情報サイト「ぼけっとなび」を5月1日より開設する。その他、様々な方法で子育て情報を発信する。	■「知っ得ハンドブック」 27年度発行部数6000部 「地域活動子どもカレンダー」 27年度発行部数22,200部 子育て情報サイト「ぼけっとなび」（27年5月1日開設） 毎月約2万PV（ページビュー）	A	■引き続き「知っ得ハンドブック」の発行を行うとともに、子育て情報発信を充実させる。また、子育て情報サイトの検討委員会を今後も定期的に行い、使いやすさを向上するためのサイトの改善等を進めていく。 ■「知っ得ハンドブック」等配布部数の精査を行う。

Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見							
方針４）ゆとりをもって子育てするための環境づくり							
（１）子育て世帯への経済的支援							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①児童手当	■中学校終了前（15 歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。 ■児童 1 人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額が3 歳未満15,000 円、3 歳以上小学校修了前（第1 子、第2 子）10,000 円、3 歳以上小学校修了前（第3 子以降）15,000 円、小学校修了後中学校修了前10,000 円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特例給付として5,000 円。 ■支給時期は6 月、10 月、2 月にそれぞれ4 か月分を支給。	■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■申請漏れ、支給漏れがないように、広報、ホームページ他機会を捉えて周知を図り申請を促し、一層の適切な支給を行う。	■広報、ホームページ等で周知を図るとともに、子ども医療費助成制度と連携して、出生しても申請がない保護者には個別に案内をした結果、申請漏れや支給漏れはほぼ見受けられなかった。 対象児童数 22,639人。 手当額 2,857,265,000円。	A	■子育て課内の他制度（子ども医療費助成等）や他課（出生届や転入届を扱う市民窓口課等）との連携を強化し、申請漏れや支給漏れが起きないように努める。
②子ども医療費の助成	■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、6 歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6 歳に達する日以後の最初の4 月 1 日から15 歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。	■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学児医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。 ■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。 ■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。	子育て課	■申請漏れがないように、出生しても申請がない保護者には、個別に案内をしている。 ■いつ発生するかわからない疾病の大流行等の場合でも助成対応ができるよう備える。	■広報、ホームページ等で周知を図るとともに、児童手当制度と連携して、出生しても申請がない保護者には個別に案内をした結果、申請漏れはほぼ見受けられなかった。 ■インフルエンザ等の疾病の流行例年より少なかった。 対象児童数 21,423人。 助成額 625,488,296円	A	■子育て課内の他制度（児童手当等）や他課（出生届や転入届を扱う市民窓口課等）との連携を強化し、申請漏れや支給漏れが起きないように努める。
③認証保育所など入所児童の保護者への補助	■認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。 ■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。	■今後の認証保育所制度の動向に注視しながら、財政状況により、所得等に応じた補助の方法等について検討していく必要がある。	保育課	■利用者一人につき1 カ月1 万8 千円の補助金を交付する。	■対象人数530名 ■利用者 1 人につき18,000円/月	A	■利用者一人につき1 カ月1 万8 千円の補助金を交付する。
④私立幼稚園児の保護者への補助	■私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。 ■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としている。 ■都制度の私立幼稚園等園児保護者補助金、国制度の私立幼稚園就園奨励費補助金、市単独制度の私立幼稚園等入園金補助金を交付している。	■今後も継続していくが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園について、今後のあり方についての国・都の動向を注視していく必要がある。 ■同時に、国の幼児教育無償化の方針についての動向をうかがいながら保護者の負担軽減の方法について検討していく。	保育課	■私立幼稚園に在園する幼児の保護者に、保護者補助金、入園金補助金を交付する。また、私学助成を受ける幼稚園に在園する幼児の保護者には、あわせて就園奨励費を交付し、保護者の経済的負担を軽減する。	■保護者補助金 年間延べ対象者：24,041名、年間交付額：183,916,850円 ■入園金補助金 対象者：713名、年間交付額：7,116,800円 ■就園奨励費 対象者：1,320名、年間交付額：16,894,900円	A	■私立幼稚園に在園する幼児の保護者に、保護者補助金、入園金補助金を交付する。また、私学助成を受ける幼稚園に在園する幼児の保護者には、あわせて就園奨励費を交付し、保護者の経済的負担を軽減する。

⑤就学援助	■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。 ■学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。 ■医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。 ■対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭 ①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた、 ②昨年度、市都民税が非課税、 ③児童扶養手当受給中、 ④経済的理由で子どもの教育費に困っている。※所得制限あり。	■保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。	庶務課	■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な、市内に住所を有し学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の家庭に対し、学校で必要とする費用の一部（学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代等）を援助する。 ■認定基準については、昨年度と同様生活保護の1.3倍とする。	■認定者数 ・小学校 準要保護 1,062名 要保護 56名 ・中学校 準要保護 700名 要保護 41名 ■総支給額 171,133,617円 ■受給者率は、平成23年度より若干の減少傾向にある。	A	■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な、市内に住所を有し学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の家庭に対し、学校で必要とする費用の一部（学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代等）を援助する。 ■認定基準については、昨年度と同様生活保護の1.3倍とする。 ■高所得層と低所得層の格差が広がりつつあることも踏まえ、今後もこの事業を継続していく。
⑥奨学金	■市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学金を支給している。この奨学金は返済の必要はなし。 ■申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。 ■前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。 ■所得要件 生活保護基準の1.1倍	■高校の授業料無償化などの施策が展開されてはいるが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。	庶務課	■昨年度と同様規模の事業 1月/1人10,000円 年間120,000円 50名分 6,000,000円 給付型、返済義務なし。 ■所得要件を第一義とし、生活態度、学習意欲も加味し審査する。 ■所得要件 生活保護基準の1.1倍	■応募者数81名中、所得要件をクリアしているものは76名であった。 ■50名の応募枠で50番目の所得は、生活保護基準の0.5倍程度であった。	B	■H28年度より事業規模の拡大 1月/1人 10,000円 年間 120,000円 90名分 10,800,000円 給付型、返済義務なし。 ■所得要件 生活保護基準の1.1倍 ■所得要件を第一義とし、所得要件をクリアし、生活態度、学習意欲も加味し審査した結果、基準を満たす者全員に支給するする。 ※90名以上になった場合は、補正対応
(2) 男女が共同で子育てできる就労環境づくり							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①特定事業主次世代育成支援行動計画	■次世代育成支援対策推進法は、我が国の急速に進む少子化に対し、政府・地方公共団体・企業等が一体となった取組を進めていくとしており、日野市は、行政機関としての立場から「地域における子育て支援の充実」等を図ると同時に、職員を雇用する一事業所としての立場から、自らの支援計画の策定を求められている。 ■次世代を担う子どもたちが健やかに育つため、職員の性別や年代等にかかわらず、職場全体で職員が安心して仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境の構築に取り組み、更に職員一人ひとりが子育て、そして次世代育成支援対策を自分自身に関わることで理解し、真に子育てしやすいものとなるよう、本計画を策定し推進していく。 ■「日野市特定事業主行動計画（日野市役所の行動計画）」は、平成22年度から後期計画をスタートさせている。	■次世代育成支援対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法であったが、同法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しており、日野市においても第2期となる計画を策定し、更なる次世代育成支援を推進していく。	職員課	■これまでの取り組み状況を検証し、より実効性の高い「第2期日野市特定事業主行動計画」を策定する。	■次世代育成支援対策推進法の10年延長により、第2期となる日野市特定事業主行動計画「安心サポートプラン～職場で実現」を平成27年4月改定した。 ■日野市次世代支援対策特定事業主行動計画策定・実施委員会を開催（平成27年6月22日） ■次世代育成支援対策研修の実施（平成28年2月9日：係長職40名） ■育休後職場復帰講座の実施（平成28年3月18日：5名参加） ■休暇制度等の取得率 介添休暇 40.9% 育児参加休暇 27.3% 育児休業 男 0% 女 100% ■ノー残業デーの実施 ■時間外管理委員会の実施	B	■「安心サポートプラン」と女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の内容を統合し、「未来いきいきプラン」として平成28年3月に改定した。 ■日野市次世代育成支援対策等特定事業主行動計画策定・実施委員会を開催 ■次世代育成支援対策研修を実施 ■育休後職場復帰講座を実施 ■男性職員の育児休業及び配偶者の出産前後の休暇取得率を向上 ■超過勤務削減のための取り組み

②日野市男女平等行動計画の推進	■第三次男女平等行動計画（計画年度：平成28～32 年度）を平成27 年度末までに策定する。 ■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。 ■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV 被害者の民間シェルター運営費補助事業等を実施し、子育て支援につなげる。	■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。	男女平等課	■第三次男女平等行動計画（計画年度：平成28～32 年度）の策定。 ■策定にあたり、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込む。また、26年度に行った「男女平等についての市民意識アンケート調査」の結果を踏まえて計画を策定する。 ■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会による計画の推進と検証。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV 被害者の民間シェルター運営費補助事業等の実施。	■「男女平等についての市民意識アンケート調査」結果を踏まえ、平成28年3月に第3次男女平等行動計画（計画年度：平成28～32 年度）を策定した。重点施策の中に「保育体制の充実」や「ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進」を盛り込んだ。 ■男女平等行動計画評価委員会・男女平等推進委員会を行い、「26年度実施事業の評価報告書」「男女平等施策を効果的に推進するために必要な事項についての提言書」を平成27年10月及び28年3月にまとめ、公表した。 ■再就職を目指す子育て中の女性対象のパソコン講習など、講演・講座を5事業実施し、延べ241人が参加した。DV撲滅パネル展示、女性相談事業（相談件数282件中90件がDV、15件が子どもに関する相談）DV被害者の民間シェルター運営費補助事業等の実施により、子育て支援につながった。	A	■第3次男女平等行動計画施策の推進。 ■男女平等推進委員会による計画の推進と検証。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV 被害者の民間シェルター運営費補助事業等の実施。
------------------------	--	--	--------------	--	---	----------	--

Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見							
方針５）様々な背景や課題を抱えた家庭への支援							
（１）児童虐待への取り組み							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①児童虐待への対応	■先駆型子ども家庭支援センター（高幡本部）で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や市民との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■あわせて虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。	■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。	子ども家庭支援センター	■虐待通告件数が26年度急増した背景には虐待に対する一般市民の認識が深まり、通告のハードルが下がってきたためと考えられ、27年度は子ども家庭支援ワーカーを２人増員し、迅速で十分に配慮をした対応を行う。 ■27年度も正規職員による虐待コーディネーターを配置し、虐待対応の充実や関係機関との連携の強化などその機能をさらに活用していく。	■相談受理件数 523件（内、虐待件数96件） 【過年度実績】 ：26年度437件（内、虐待件数94件） ：25年度346件（内、虐待件数38件） ■子ども家庭支援ワーカー相談件数 8,144件 【過年度実績】 ：26年度6,650件 ：25年度4,742件 ■個別ケース会議 165件 【過年度実績】 ：26年度88件 ：25年度72件	B	■虐待通告件数は前年度に比べ27年度も2割以增加した。28年度は引き続き子ども家庭支援ワーカー8名体制に加え、心理専門相談員を1名増加し、迅速で適切な対応を行う。 ■28年度も正規職員による虐待コーディネーターを配置し、虐待対応の充実や関係機関との連携の強化などその機能をさらに活用していく。
②児童虐待防止の啓発	■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な啓発活動の実施により、広く児童虐待防止への理解と協力の啓発に努める。	子ども家庭支援センター	■11月の虐待防止月間の取組は例年通り実施。オレンジリボンキャンペーンについて、協力先をさらに拡大していく。	■虐待防止月間の取組 ①児童虐待防止講演会 平成27年11月10日 講師：杉山春 ②パネル展示 平成27年11月2日～11月30日 ③オレンジリボンキャンペーン	A	■11月の虐待防止月間の取組は例年通り実施する。オレンジリボンキャンペーンについて、協力先をさらに拡大していく。
③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）	■児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。	■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めるため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。 ■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	子ども家庭支援センター	■27年度より新たに認証保育所、小規模保育事業を行う事業所を子ども家庭支援ネットワーク会議の構成メンバーとし、関係機関との連携の充実を図る。 ■年1回開催の代表者会議においては事例報告をし、より具体的に関係機関の連携の必要性を理解してもらうなどの取組を行う。地域別会議については例年通り年2回実施し、関係機関との連携の充実を図っていく。	■代表者会議 5/14 ■地域別会議 6/4 6/11 11/6 11/17 ■個別ケース会議開催件数 165件	A	■要保護児童地域対策協議会としての大きな役割が、関係機関の情報共有とそれに基づく敏速で適切な支援ということになるが、27年度は個別ケース会議を数多く開催し、関係機関との連携を強化し、支援の充実を図った。 ■地域別会議の後半はテーマ別にグループ討議をし、関係機関の悩みや解決方法の共有を図った。
④健康課との連携強化	■隔月で、健康課との連携強化会議を実施。 ■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。	■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。 ■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。	子ども家庭支援センター	■健診未受診者に対する対応など現在問題となっていることについて具体的な解決策を探ることで健康課との連携をより強化し、虐待の早期発見、防止を図る。	■年6回、隔月で連携強化会議を実施し、両課共有ケースについて進行管理や情報交換を行った。	A	■引き続き健診未受診者等への対応など現在問題となっていることについて具体的な解決策を探ることで健康課との連携をより強化し、虐待の早期発見、防止を図る。

⑤虐待防止マニュアルの活用	■平成19 年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23 年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。	■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。	子ども家庭支援センター	■虐待ハンドブックの活用について、ネットワーク会議や個別のケース会議などで呼びかけていく。	■虐待ハンドブックの活用について、ネットワーク会議やなどで呼びかけていった。	B	■28年度も、ネットワーク会議や個別のケース会議などで呼びかけていく。
⑥養育家庭啓発活動	■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。 ■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを実施している。	■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。 ■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取組、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めている。	子ども家庭支援センター	■27年度も10月に養育家庭普及活動月間の取組をし、10月29日に養育家庭体験発表会としてイオンホールにて講演会と体験発表会を実施する。 関係機関への周知を通じて、市民への養育家庭制度の浸透を図っていく。	■養育家庭体験発表会を実施 日時：平成27年10月29日 会場：イオンモール多摩平の森 イオンホール 出席者：62名 ■児童相談所と協力し、養育家庭支援として「ホッとサロン」を年2回開催。	A	■28年度も10月に養育家庭普及活動月間として取組み、養育家庭体験発表会を行っていく予定。 ■関係機関への周知を通じて、市民への養育家庭制度の浸透を図っていく。
(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 ■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。	■父子家庭への支援の拡大が法制化されたことを受け、今後もそれぞれのひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	セーフティネットコールセンター	■正規職員の母子・父子自立支援員に加え、母子・父子自立支援員兼母子自立支援プログラム策定員として嘱託職員を引続き1名雇用し、自立相談支援業務の充実を図る。 ■支援には他課との連携が重要なため、連携した支援行うため必要に応じて情報交換を行う。	■ひとり親の相談は年間延べ2,112件、うち父子相談は31件であった。相談数は高止まりであるが、父子からの相談は年々増加している。 ■庁内他課に限らず、庁外他機関ともケースカンファレンスや会議などで情報交換をし、連携を密にして進めるべきケースが増えている。	A	■ひとり親の手当に関する通知に、相談窓口の案内を同封してもらい対象者にアプローチする。 ■児童扶養手当の現況月に合わせて臨時相談窓口を設置予定。相談対応の強化を図る。
②情報提供の充実	■「ひとり親家庭のしおり」を、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	■一定期間ごとに改訂版を作成し、情報の更新を図っていく。また広報やホームページを活用し、常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集をしていく。	セーフティネットコールセンター	■「ひとり親家庭のしおり」の配布を行う。また、広報・ホームページや「ぼけっとなび」も活用して情報提供を行っていく。	■平成25年度2,000部発行のうち、平成27年度末までに約1,500部を配布済。 ■しおりを求めて本庁のみならず支所の窓口に来る方も多い。	A	■次年度以降の内容の改訂に向けて準備を行う。
③ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年2～3回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	セーフティネットコールセンター	■年2回、講師を招いてひとり親支援セミナーを実施。内容は「教育資金について」「養育費・面会交流について」	■1回目：平成27年9月6日実施「子どもの進学応援セミナー～教育資金～」16名参加 ■2回目：平成28年3月27日実施「養育費と面会交流」5名参加	A	■年2回程度、セミナー開催予定。現在講師に登壇依頼中。

④母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するための就労支援の相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、継続的な自立の支援を行う。	■対象者からの相談を待つだけでなく、母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。	セーフティネットコールセンター	■母子・父子自立支援プログラム策定員がひとり親相談を受ける中で、求職や転職に関する問題解決について積極的に支援を行う。	■転職の相談は多いが、ハローワークの出張相談の利用や、求人数が比較的增加傾向にあることもあり、自分で就職活動をする方が多く、プログラム策定に繋がる方がいなかった。平成27年度の策定件数は0件。	B	■児童扶養手当現況届出月に予定している臨時窓口設置による相談対応強化に伴い、さらに積極的に就労相談や施策の案内を行う。
(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①母子生活支援施設入所支援	■18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■最大でも2年を入所期間の限度としながら退所に向けた自立支援計画を立てる。	■母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所支援が必要であると思われる世帯を1日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談支援だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所に向けた支援を行う。	セーフティネットコールセンター	■新規入所者に関しては、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援計画の検討をする。 ■入所者については母子・父子自立支援員だけでなく、施設や医療機関などと連携をし、自立支援計画を立てる。	■平成27年度実績：延べ6世帯19名入所。 ■入所者である母の精神的な課題や、子の発達障害などにより養育困難となっているケースが多いため、庁外他機関や医療機関との連携が必要不可欠となっている。	A	■対応困難ケースはさらに増加することが予想されるため、入所施設や庁外他機関、医療機関との連携をより密にして支援をしていく。
②母子家庭等自立支援給付金 (教育訓練給付金、 高等職業訓練促進給付金等)	■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【入学支援修了一時金】 高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ受給申請時と養成機関卒業時にひとり親世帯の場合、卒業時に給付	■就労支援の相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。	セーフティネットコールセンター	■ホームページ、広報などで積極的に制度の周知を図る。 ■就労支援の相談時に周知を図る。	■【教育訓練促進給付金】 給付実績＝3件 対象講座：介護関係の資格に関するものがほとんどである。 ■【高等職業訓練促進給付金】 給付者数＝4名 支給延べ月数＝44か月 取得予定資格：看護師・准看護師	A	■児童扶養手当現況届出月に予定している臨時窓口設置による相談対応強化に伴い、さらに積極的に施策の案内を行う。 ■資格取得後の就労支援等アフターフォローを積極的に行う。
③求職活動中の一時保育料の免除	■母子家庭の就労を支援するため、母子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。	■一時保育については新制度に伴うニーズ調査の結果、利用ニーズを充足する定員数は確保しているため、現状維持、継続実施していく。ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター	■セーフティネットコールセンターと連携し、積極的に周知し、利用を促進していく。	■利用者数：2名	B	■今年度も同様に、セーフティネットコールセンターと連携を図り、母子家庭の支援のため、積極的に周知を行っていく。

④母子及び父子福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■貸付の対象が父子家庭に拡大されたため、広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口の開設（土曜日や日曜日）を検討する。	セーフティネットコールセンター	■貸付対象の拡大に伴い、広報やホームページにて周知を行った。	■貸付実績 件数＝81件 貸付金額＝31,933,680円 子の学費に関する貸付けが主である。	A	■児童扶養手当現況届出月に予定している臨時窓口設置による相談対応強化に伴い、さらに積極的に施策の案内を行う。 ■学費に関するテーマのひとり親支援セミナーを開催する。
⑤離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（2年以内）	■市営住宅を提供するだけでなく、退去までの間の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた相談を受け、1日も早い自立のための支援を行う。	セーフティネットコールセンター	■ひとり親の相談の中で詳細に聞き取りを行い、住宅支援の必要の有無を判断していく。 ■入所者には月1回電話もしくは訪問を実施し、自立に関しての支援を行う。	■新規入所世帯はなし。平成25年度入居者が7月に自立及び借用期限となり退去。市営住宅の空きが限られていること、また子の通学や本人の就労の問題で、施策要件に当てはまらない方もいる。	B	■児童扶養手当現況届出月に予定している臨時窓口設置による相談対応強化に伴い、さらに積極的に施策の案内を行う。
⑥児童育成手当	■ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する20歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。※所得制限限度額あり。 ■児童1人につき、支給月額は育成手当13,500円、障害手当15,500円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。	■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■経済的に支援することでひとり親家庭の自立を促す手当を、適切に支給する。適切に支給するために一層の制度の周知を図る。	■広報、ホームページ等で制度を周知するとともに、セーフティネットコールセンターひとり親相談係と連携して、申請漏れの防止と手当の適正な支給に努めた。 対象児童数 2,276人 手当額 371,534,500円	A	■子育て課内の他制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成等）や他課（離婚届を扱う市民窓口課やひとり親相談を行うセーフティネットコールセンター等）との連携を強化し、申請漏れや支給漏れが起きないように努める。
⑦児童扶養手当	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は20歳未満）を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■子ども1人の場合、所得に応じて全部支給42,330円、一部支給42,320円～9,990円。子ども2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円の加算。（手当月額はいずれもH28.4.1時点） ■支給時期は12月、4月、8月にそれぞれ4か月分を支給。	■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■経済的に支援することでひとり親家庭の自立を促す手当を、適切に支給する。適切に支給するために一層の制度の周知を図る。	■広報、ホームページ等で制度を周知するとともに、セーフティネットコールセンターひとり親相談係と連携して、申請漏れの防止と手当の適正な支給に努めた。 対象児童数 1,599人 手当額 476,555,840円	A	■子育て課内の他制度（育成手当、ひとり親家庭医療費助成等）や他課（離婚届を扱う市民窓口課やひとり親相談を行うセーフティネットコールセンター等）との連携を強化し、申請漏れや支給漏れが起きないように努める。 ■平成28年8月分より第2子は月額5,000円から最大で10,000円に、第3子は月額3,000円から最大で6,000円に増額されるため、制度改正については、現況届提出時や広報等により周知を図る。 ■8月の児童扶養手当現況届の時に、就労や教育等に悩みがある方をセーフティネットコールセンターに案内する。

⑧ひとり親家庭医療費助成制度	■18 歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は20 歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。	■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。 ■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。	子育て課	■一層の制度の周知を図り、医療証の適切な発行、適切な助成の実施を推進する。	■広報、ホームページ等で制度を周知するとともに、セーフティネットコールセンターひとり親相談係と連携して、申請漏れの防止に努めた。 対象者数 2,002人 助成額 56,277,461円	A	■子育て課内の他制度（育成手当、児童扶養手当等）や他課（離婚届を扱う市民窓口課やひとり親相談を行うセーフティネットコールセンター等）との連携を強化し、申請漏れや支給漏れが起きないように努める。
⑨ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月12 回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。 ■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。	■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。 ■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるよう事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。 ■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。	子育て課	■必要に応じた適切なサービス、支援を行うことができるように、制度の周知と要綱に基づく審査の適正を図る。	■新たにサービスを求めるひとり親家庭に対して、受入先の体制が整わずに、派遣開始時期が遅くなるケースがあった。 対象世帯数 29世帯 利用回数 2,476回 利用時間 9,187時間 事業費 14,252,170円	B	■児童扶養手当現況届時に面談を行い、支援を必要としている家庭であるか否かをしっかりと見極め、適正な審査を行う。

（４）不登校・ひきこもりの子への支援							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①不登校やひきこもりの子の居場所づくり	■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10 か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのP Rを図る。	子育て課	■児童館が不登校やひきこもりの子の居場所としての役割を担っていることについて、様々な機会を通じP Rを図る。	■児童館の持つ機能等児童館のP Rに努めている。数は多くないが実際に不登校の子等の居場所となっている。	A	■児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努める。直接的なアプローチは難しいことから学校との連携をさらに図る。
②不登校の子どもたちの教室「わかば学級」	■不登校の児童・生徒が通室している「わかば教室」では、学習指導、学校生活、学校復帰の適応のための指導に重点を置いている。 ■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、不登校・登校しぶりなど環境や学習等の問題に関しての相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。	■不登校の子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの対応の体制を作っていく。	教育センター	■相談活動（学校生活上の問題、不登校に関すること） ■適応指導教室（わかば教室）に通室している児童・生徒への指導・支援 ■学校・家庭・地域・他の関係機関等との連携を行う。 ■不登校対策の観点から不登校児童・生徒の学習支援のためe-ラーニングをI C T活用教育推進室と協力して実施する。	■わかば教室には小学生18名、中学生36名、計54名（2月末現在、体験入所者含む）が通室した。授業のグループ編成や時間割等を工夫し、一人ひとりに目標を設定し、指導・援助した結果、部分登校や学校復帰等が見られた。e-ラーニング、教科学習、集団学習で学習習慣づけができ、コミュニケーション力が付き、部分登校や学校復帰につながった。通室し、受験した生徒13名が公立高校サポート校等の次のステップに進むことができた。	A	■不登校児童・生徒にわかば教室（適応指導教室）を学びの場、居場所として整備していく。 ■わかば教室の児童・生徒一人ひとりの学習状況や生活状況に応じて学校復帰を支援していく。 ■日常生活の改善指導、学習、行事指導を行い、社会への適応性を育む。 ■学校と綿密な連携を図って不登校児童・生徒の支援を行っていく。

③学校 登校支 援	■日野サンライズプロジェクトの趣旨に則り不登校児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。 ■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「適応状況調査（児童・生徒の出・欠席の状況調査）」の集約・分析を通して対応策を検討する。 ■小・中学校訪問（対応策相談・助言・ケース会議への参加。） ■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。（日野市適応指導教室「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等） ■その他、必要に応じて不登校児童・生徒の支援につながること。	■各小中学校に日野サンライズプロジェクトの周知を図り、不登校児童・生徒の出現を未然に防ぐ取組みを行う。 ■適応状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。 ■不登校児童・生徒の学校復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。	教育支援課	■スクールソーシャルワーカー事業及び教育相談において、教育センターの登校支援コーディネーターや適応指導教室（わかば教室）と連携し、各関係機関とも協力しながら、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校の支援体制の充実を図る。	■不登校児童・生徒を中心に、エールにおける相談状況について、教育センターや子ども家庭支援センターと定期的に連携、情報共有を図った。また、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校と一緒に支援を実施した。	B	■不登校児童・生徒を中心に、エールにおける相談状況について、教育センターや子ども家庭支援センターと定期的に連携、情報共有を図る。また、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校と一緒に支援を実施する。
			教育センター	■スクールソーシャルワーカー事業及び教育相談において、教育センターの登校支援コーディネーターや適応指導教室（わかば教室）と連携し、各関係機関とも協力しながら、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校の支援体制の充実を図る。	■登校支援コーディネータが不登校・登校しぶりの状況を整理したため日野市全体の状況の把握ができた。また、各学校に状況資料を整理した結果を戻すことにより、不登校対応の資料的支援ができた。各学校の求めに応じてS S Wと協力して校内委員会への支援ができた。	A	■不登校児童・生徒の情報を集積し、学校が行う適応指導を支援していく。 ■必要に応じてS S Wとともに各小中学校の校内委員会に出席し、適応指導に向けた助言や支援を行う。 ■わかば教室と連携し、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた社会への適応性を育むための支援を行う。
			子ども家庭支援センター	■スクールソーシャルワーカー事業及び教育相談において、教育センターの登校支援コーディネーターや適応指導教室（わかば教室）と連携し、各関係機関とも協力しながら、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校の支援体制の充実を図る。	■学校からの連絡により主に家庭環境に問題があり、結果的に不登校状態が起きているケースなどに関わった。 不登校を主訴とする受理件数：19件	A	■昨年度同様、学校やスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、不登校状態の児童及びその家庭の支援を図っていく。
④ス ク ー ル ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー （S S W）	■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業（補助率1／2）を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（S S W）を派遣し必要な支援を行う。	■S S Wは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。 ■平成26年度からS S Wの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするS S Wの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。	教育支援課	■スクールソーシャルワーカーの配置体制を充実させ、福祉的な課題を抱え、不登校等の生活指導上の課題を抱えている児童・生徒の環境改善を図る。あわせて学校の支援体制の整備をする。 ■学校からの派遣依頼のほか、教育センターの登校支援コーディネーター等と連携し、全小・中学校へ学校訪問を実施し現状等の把握に努めていく。	■学校からの依頼に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣や相談を実施した結果、前年度より対応したケースは増加した。 ■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境に改善が見られた。また、学校の支援体制の充実と教職員の生活指導における資質向上が図られてきている。	A	■福祉的は課題を抱え、不登校等の生活指導上の課題を抱えている児童・生徒は多く、スクールソーシャルワーカーの配置体制の倍増により対応を図る。 ■学校の支援体制の充実のため、教育センターや子ども家庭支援センターなど関係機関との連携における、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について検討する。

Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て							
方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり							
(1) 遊びの場の充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①自然体験広場	■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。 ■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやデイキャンプなどの野外活動の機会を提供すること、子どもたちの体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。 ■ジュニアリーダー講習会、児童館デイキャンプ、育成会、子ども会、家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子どもたちが夏の楽しいひと時を過ごしている。 ■秋には1日限定の自然体験広場として「あきなかだ」開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。	■文部科学省中央教育審議会は、平成25(2013)年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。 ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。 ■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。	子育て課	■利用者のニーズに応じた幅広い体験活動ができるよう、広場スタッフによるプログラムの充実	■開設期間 7月18日～8月31日 利用実績 述べ21団体 1,158人(昨年度比+3団体 78人) ■利用団体の要件変更、自然体験広場の周知を子ども会へすることにより今まで利用実績のない団体、子ども会からの利用が増えた。 ■スタッフによるプログラム提供 バウムクーヘン作りや、焼き板等のプログラムを追加したところ、希望者数が多く好評であった。(バウムクーヘン実施団体数：5団体焼き板実施団体数：4団体) ■あきなかだ 11月28日 約1,000人参加	A	■利用者に野外活動の幅を広げてもらうよう、自主企画のプログラムの充実を行っていく。 ■利用者増加のため子ども会やぽけっとなび、HP、地域協働課主催のアクションプランとの連携を通して引き続きPRしていく。
②プレーパーク	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」(毎週金曜・第2土曜・第四水曜)を開催している。 ■開催実績(H25年度) 開催：60回 参加人数：6,802人(延べ) ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。	■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。	子育て課	■プレーパークのことについて、認知度をあげる試みを実施する。(夏休み期間の活用、PR活動、「ひのっち」との連携など)	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」(毎週金曜・第2土曜・第4水曜)を開催している。 ■開催実績：65回 ■参加人数：延べ7,778人 ■活動を継続してきたことで、小学校を超えての子ども同士のつながりの形成ができた。 ■母親にとって、育児の悩みを話し合うだけでなく、うまくいったことも話すことができて共感もできる貴重な場となっている。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。	A	■水曜日の開催を中止し、ニーズの高い第3土曜日へ開催を変更する。 ■H27年度に夏休み期間の開催を行って好評だったため、開催日を増加する。 ■市は同法人に対して、引き続き補助金の交付をし、活動の支援を行っていく。
③地域の遊び場(公園、児童遊園など)	■現在、市内各所に都市公園・緑地が197か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが72か所。 ■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。	■公園出入口のバリアフリー化を進めている。 ■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行うことにより、親など保護者が関与しすぎない環境を創造し、他者との関わり合いやコミュニケーション形成を促していく。 ■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。	緑と清流課	■バリアフリー化については、引き続き適切な指導を行う。 ■樹木の剪定等は、安全で快適な環境を維持するため、引き続き行うとともに、管理の基準づくりを検討する。 ■自然体験の場として整備を行った向島親水路について、老朽化に伴う大規模な施設修繕を行う。	■バリアフリー化については、適切な指導を行った。 ■樹木の剪定等は、安全で快適な環境を維持するため行った。管理の基準づくりは引き続き検討する。 ■向島親水路の施設修繕は、28年度に延伸した。	B	■バリアフリー化については、引き続き適切な指導を行う。 ■樹木の剪定等は、安全で快適な環境を維持するため、引き続き行うとともに、管理の基準づくりを検討する。 ■浅川沿いの石明公園の整備を行う。

(2) 学びの場の充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①わかる授業、魅力ある授業の充実	■第2次日野市学校教育基本構想に基づき、自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する確かな学力の育成を図る。 ■授業におけるユニバーサルデザインの視点やICTを活用した授業を推進する。 ■習熟度別少人数指導や教育ボランティア等を活用し、個に応じた指導を充実する。	■「魅力ある授業づくりプロジェクト」と題して、様々な場面で「感じ、考え、表現するひのっ子を育てる授業」を目指した魅力ある授業づくりについて提案する。 ■各種委員会、小教研・中教研、各校の校内研究とも連携しながら、ひのっ子の豊かな学びを創っていく。	学校課	■学ぶ力向上推進委員会による「21世紀を切りひらく力」を身に付けさせるための授業研究 ■課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ新しい授業創造	■全小・中学校25校の代表者による学ぶ力向上推進委員会を文部科学省視学官、大学院教授、大学院専任講師の年間講師の指導の基、9回開催し、2月に報告会を開催した。 学力の3要素、新しい学習指導要領について、探究的な学びについて、ティーチングからラーニングへ、新しい学力観など様々な指導を受けることができた。 ■3校連携プロジェクトとして、小・中学校9年間を見据えた、発達段階に応じた、目指す児童・生徒像を3校の教員による協議により策定し、3校で共有し研究をすすめた。	A	■平成27年度の成果を踏まえ、学ぶ力向上推進委員会を年間講師による指導の基、年10回開催し、各学校での授業創造と学ぶ力向上推進委員会における「日野の目指す授業像」を平成28年度の協議を通して発信していく。 ■平成27年度に策定した「目指す児童・生徒像」を基に、9年間の連続性・系統性を踏まえた生活科・総合的な学習の時間の授業実践を行い、事例をまとめるとともに、市内全校に発信していく。
②人とかかわる力の育成	■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。 ■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にする心、感動する心や努力する心を育む。	■小学校では縦割り班活動、中学校では、部活動、学校行事等において異年齢とかかわる機会を意図的に設けたり、職場体験等において他者とかかわる教育活動を進めたりして、豊かな心の育成を図り、人とかかわる学習活動を今後も意図的に取り入れ充実を図る。	学校課	■小学校縦割り班活動 ■部活動、学校行事、職場体験等による異年齢交流	■小学校では縦割り班活動、中学校では、部活動、学校行事等において異年齢とかかわる機会を意図的に設けたり、職場体験等において他者とかかわる教育活動を進めたりして、豊かな心の育成を図っている。	A	■小学校縦割り班活動の継続 ■農業体験、工場見学等を全17校で実施。 ■中学校における部活動、学校行事等で異年齢とのかかわる機会、職場体験の継続
③特色ある学校づくり	■優れた教育力により、子どもたちが楽しく誇りに思える学校を地域とともに築く。 ■選べる学校制度のもと、開かれた学校、見える学校づくりを進め、地域の人材、自然、文化、歴史、産業等を幅広く活用するなど地域の実態や特色を踏まえながら、一人ひとりの個性を発見し、個性を伸ばしていけるような特色ある学校づくりを推進する。	■学校が抱えている課題や教育内容、指導方法の改善等について積極的に研究調査する等、各学校からの独自の提案内容に応じた校内研究を実施する。	学校課	■各校は独自に研究テーマを決め、奨励補助金により支援することで特色ある学校づくりを進める。研究紀要や研究発表会により広くその成果を周知する。	■各学校が課題や教育内容、指導方法の改善等について積極的に調査・研究する等、特色ある校内研究を実施した。	A	■市の研究奨励補助金を継続するとともに、国・東京都等の指定校への申請を積極的に行い、財源を確保するとともに、校内研究を充実する ■研究指定学校の成果内容を他校へ普及するための工夫
④保護者・地域・関係機関などとの連携	■学びの基盤となる、自分ではできるという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。	学校課	■地域農家の協力による体験農園 ■中学校では2日～3日の職場体験	■小学校では農業指導者による農業体験、工場見学等を全17校で実施、中学校では職場体験を2日間実施し、保護者地域と連携した体験学習を実施した。	A	■小学校での農業体験、工場見学等を全17校で実施。 ■中学生職場体験の継続実施

⑤がん教育	■児童・生徒に対し、がんについての理解及びがん（生活習慣病）予防のための教育を推進する。	■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。	学校課	■市立病院医師の出前授業を引き続き実施する。 ■がん教育教材作成委員会を立ち上げ、教材セットの作成・配布を行う	■市立病院医師並びに中学校代表教員による「がん教育教材作成委員会」を立ち上げ、市立病院医師作成の教材と学校の教員が実際に活用している教材を基に、全ての教員が活用できる教材の開発を進めた。 ■市立病院医師の出前授業を仲田小と第三中で実施した。また7月30日教育センターにて教職員向けにのがん教育研修を実施した。	A	■昨年に引き続き「がん教育教材作成委員会」において、中学校版教材の作成を進める。 ■市立病院医師による出前授業の継続的な実施のための調整等の工夫が必要である。また、出前授業の際に保護者・地域の方が参加できるよう工夫し、保護者・地域への啓発も図る。
⑥ICT活用教育の推進	■ICT活用教育を組織的に推進する。 ■ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。 ■児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。 ■ICTを活用して、校務の情報化、効率化を徹底する。 ■ICTを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。 ■ICTを安全に活用するために、情報セキュリティを確立する。 ■情報安全教育を推進する。 ■先生方のICT活用指導力の向上を目指す。	■ICT活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイデアを生み出す力を育てる。	ICT活用教育推進室	■校内の無線KAN環境を計画的に充実し、PC教室以外でも児童・生徒がタブレットPCを使用できるようにする。 ■継続してメディアコーディネーターによる支援を行っていく。 ■平成27年度より実施される「学ぶ力向上推進委員会」にICT活用推進委員会の一部を含み、ICT活用推進委員会を2回開催する。 ■夏季ICT研修の開催日程を見直し、教員が参加しやすくするとともに、内容についても充実させる。 ■授業での実践を積極的に紹介していく。	■児童・生徒用校内無線LANは平山中学校、滝合小学校の整備をした。 ■メディアコーディネーターによる支援は398回行った。 ■ICT活用推進委員会は3回開催した。 ■夏季ICT研修は延129人の参加を得た。 ■ICT活用ニュースでICT活用の授業実践を発信した。	B	■児童・生徒用校内無線LANを小学校5校、中学校4校整備する。 ■メディアコーディネーターによる支援、ICT活用推進委員会の開催、夏季ICT研修、ICT活用事例の発信も引き続き行っていく。
⑦情報モラル教育	■セーフティ教室や道徳の時間を活用して進めている。今後も情報安全教育研修会などを充実させ、情報モラル向上に向けた意識啓発に取り組む。	■各学年段階において期待される情報活用能力を育てるために、指導事例等の提供や情報モラル教育の充実を図る。	学校課	■日常的な指導として、朝や帰りの会などで携帯電話やメールのトラブル等について、新聞記事等を活用し情報機器の正しい活用について注意喚起する。 ■定期的な指導として、道徳の時間を活用して、情報モラル等に関連した指導を行うとともに、セーフティ教室において警察等の外部機関と連携した指導を行う。	■各学校において、小学校から児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を推進している。 ■携帯電話等の利用について各学校での様々な問題について生徒会を中心とした取組が増加した。 ■生徒会サミットで、生徒が自ら考え課題解決しようと話し合い、7月にはサミット宣言を発表し携帯電話の使用について7つのルールを掲げた。また、プレゼンテーション大会等の機会に小学生や保護者に配布し、意識の啓発を図った。	A	■子供たち自ら課題を解決していくための具体策の策定を支援していく。 ■生活指導主任研修会での情報共有、研修をはじめとした、教員研修の充実、校内研修の充実を図ることを通して、児童・生徒が自ら考え、正しい対処法を身に付けることにつなげる。 ■保護者・地域社会への啓発、連携による対応の充実を図る。

⑧図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	■図書館においては、図書館内で乳幼児とその保護者が本を手にとったり、読んだりしやすいよう工夫するほか、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向けの図書館ホームページ開設、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。 また、青少年を対象としたコーナーを設け、この年代が関心を持ち、必要とする資料を充実させる。 ■図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署へ出向いて、乳幼児へのおはなし会の開催、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校3年生を対象とした図書館の利用案内等、図書館外においても年齢に応じた本への関心と興味を促す取り組みを実施する。 ■青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生向け仕事体験事業の実施、職場体験の受け入れなどを行い、読書離れが進むとされる青少年にもPRする。	■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。未来を担う子どもたちにとって、図書館が身近な場所であり、心豊かでたくましく、社会を生き抜いていくための読書と情報をうまく得られるようになる手助けをする。 ■そのために、図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。 ■図書館は、第2 次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。 ■乳幼児から青少年まで、また、子供を持つ保護者に対しても働きかけ、図書館が開かれた来やすい場所となるような環境を整えていく。	図書館	■第3 次子ども読書活動推進計画の策定。 ■乳幼児連れ親子が気軽に来館しやすい時間「ひよこタイム」設定、各年齢対応のおはなし会の実施。 ■保護者向け「読み聞かせに向く本の紹介」の時間を複数館で開催。 ■小学校3年生へ学校訪問（図書館利用ガイダンス・図書の紹介など） ■中学生対象「夏休みジュニアスタッフ」（仕事体験）の拡充、職場体験受入 ■今年度は図書館開設50周年事業の中で、リスト発行や、各種行事を開催。 ■小学校への「本の森」学級文庫セット拡充、小中学校へ調べ学習対応資料の貸出と搬送。 ■「日野ヤングスタッフ」の活動支援。 ■市内大学との連携。（司書課程講師、50周年事業など）	■第3 次日野市子ども読書活動推進計画を策定。（平成27年度～31年度） ■乳幼児連れの保護者が気兼ねなく図書館を利用できる時間として、多摩平・平山図書館にて、月1 回午前中に「ひよこタイム」を開始。 ■保護者向け「読み聞かせに向く本の紹介」を4 館で実施。参加者63名。 ■健康課・保育園・幼稚園・児童館等の乳幼児関連施設へ、のべ53回2,890冊の配本を実施。 ■「本の森学級文庫」として、全小学校の各学年（特別支援学級含む）に読み物を中心とした図書10,814冊の配本を継続実施(昨年度より3,663冊増加)。また、小中学校の教諭からの要望を受け、のべ130回5,268冊の学習用資料を搬送し提供。 ■中学生の職場体験を受け入れるとともに、「ジュニアスタッフ」として、夏休みに図書館の仕事を体験する機会を設けた。参加者のべ32人。 ■高校生・大学生による「ヤングスタッフ」の活動を支援。図書館開設50周年行事「図書館まつり」内でのビブリオバトルの運営や、市内中学校に出向いてのブックトークを実施。 ■明星大学、実践女子大学の司書課程講師をのべ4 回務めた。 ■図書館開設50周年事業の中で「誕生日」をテーマにしたリスト発行。イオンモールでの「図書館まつり」では、市民と協働で子ども向けイベントを実施。	A	■第3 次日野市子ども読書活動推進計画に基づき以下の事業を進める。 ①健康課主催「ママパパクラス」において、これから親になる方へ向けての図書館利用やおはなし会・読み聞かせについてPRする。 ②子ども関連部署と連携した協働リスト作りを目指し、情報交換を行う。 ③小学校への「本の森」学級文庫セットを拡充する。また、小中学校へ調べ学習対応資料の貸出と搬送を継続実施する。 ④中学生が本に親しみ、本の楽しさを自ら発信できるような取組として、作家との交流事業を実施する。 ⑤小中学校への読書調査を実施する。 ⑥高校生・大学生による「日野ヤングスタッフ」の活動を支援する。 ⑦「子ども読書の日」関連イベント「おはなしピクニック2016」を開催する。
⑨郷土資料館	■歴史・民俗・自然など様々な分野での日野に関する資料の収集・調査研究・展示・講座・体験学習会を行う。 ■学校教育と連携して、見る・聞く・触る・使ってみるなど郷土資料館の強みである実物資料を中心とした学びの場を提供する。 ■課題学習への対応や資料・パネルなどの貸出し、職場体験の受け入れを行う。	■日野に関する歴史・民俗・自然など様々な分野について学習したい人への支援を行い生涯学習活動を推進する。 ■学校教育と連携した事業を充実させていく。	郷土資料館	■小中学校による展示室の見学及び体験学習の拠点として学校と連携を深め、各学校への出前授業の充実を図る。 ■中学校の職場体験の受け入れを行ない、「勝五郎生まれ変わり物語」の子ども講座や自然分野の「化石採集」を催していく。	■各展示室の見学（14件、907人）及び体験学習の拠点として学校と連携を深め、各学校への出前授業等を行った（20件、1,878人）。 ■特別展「ほどくぼ小僧 勝五郎生まれ変わり物語ー勝五郎生誕200年記念展ー」を歴史館で9～11月まで開催し、2,800人の観覧者があった。また、関連事業で講演会・見学会等を行った（5回、491人）。	A	■小中学校による展示室の見学及び体験学習の拠点として学校と連携を深め、各学校への出前授業の充実を図る。 ■真慈悲寺の調査研究を市民と協働し10年を迎える。その集大成として、特別展「今、よみがえる真慈悲寺 ～幻の大寺院を追い求めて～」を開催し、「幻」から脱却した真慈悲寺の存在を物語る。
⑩公民館事業	■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供し、また保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。	中央公民館	■ひのっ子シェフコンテスト（食育） ■カーデザイン教室など（工作・造形） ■田んぼの学校、親子でスイカ、まくわ瓜を作ろう（農業体験） ■わくわく学習術（さまざまな体験）などを様々なテーマに沿った講座の実施。	■ひのっ子シェフコンテスト 小4～小6 対象に地場産野菜を使った給食メニューを考えてもらう。応募者38名、出場者11名 ■カーデザイン教室など 小4～中学生対象。夢の車のクレイモデルをつくる。10名が参加 ■田んぼの学校 親子での参加も多くある。市内2 か所の田んぼで田植えから稲刈りまでを体験。延べ605名が参加し、うち子どもは延べ約360名 ■親子でスイカ、マクワウリを作ろう 親子10 組。うち子どもは延べ43名が参加 ■夏休み小学生集まれ！わくわく学習術 小4～小6対象。学校の授業と異なる内容を学ぶ場。延べ31 名が参加 ■春休み小学生集まれ！わくわく学習術 小4～小6対象。学校の授業と異なる内容を学ぶ場。延べ40 名が参加 ■春休み小学生集まれ！あなたのアソビを応援します 小4～小6対象。ふだんとは異なる遊びを学ぶ場。延べ22名が参加	A	■ひのっ子シェフコンテスト（食育） ■カーデザイン教室など（工作・造形） ■田んぼの学校、親子でスイカ、まくわ瓜を作ろう（農業体験） ■わくわく学習術（さまざまな体験） ■みんなでアスリートをめざそう（走る楽しさ学ぶ） などを様々なテーマに沿った講座の実施。

⑪「土曜のひろば」遊学講座	■地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。 ■小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。	■地域の教育力の育成を図っていく。 ■市民が主催する講座として、支援を継続していく。	生涯学習課	■教育指導要領の改正により小・中学校の土曜日授業が再開されるが、地域の教育も重要な資源として今後も引きつづき進めて子どもたちに学びの場を提供する。	■自然観察、初歩の電子工作、木工工作、ふるさと探検の4講座が開催された。（講座開催回数22回、延べ参加人数622人）	B	■地域の教育も重要な資源として今後も引きつづき進めて子どもたちに学びの場を提供する。
⑫学習支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内1か所で事業実施し、平成28年度以降については、27年度の事業結果を勘案し、事業内容や実施場所等を改善する。	セーフティネットコールセンター	■貧困の連鎖を断ち切るため、次代を担う子どもへの支援事業として、学習習慣や生活習慣、コミュニケーション能力等の育成のための居場所支援、また高等学校進学に向けた学習支援を実施。さらに支援を行う中で関係者による支援会議等を行い保護者への助言等を行うことで子どもだけでなく保護者も含めた支援を行った。	■居場所及び学習支援を1カ所で7月より実施。居場所支援を利用した小学生は8人、学習支援を利用した中学生は4人だった。うち中学3年生の利用者（1人）は希望の高校に合格することができた。また、食事の際のマナーやコミュニケーション力が向上していることも、親からの感想で得られた。	B	■28年度内に新たに二か所開設し、市内三か所で実施の予定。

（3）農や自然を大切にする体験活動の充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を今後も実施していく。 ■給食で日野産農作物を使用したり地元での収穫体験、地元農家から話を聞く取り組みなどを継続し、充実させる。	保育課	■「食育年間計画表」に基づき作物を育て感謝し調理し友達と一緒に食べる楽しさを共有する。 ①年2回の調理保育を実施する。 ②収穫体験をする。 ③散歩時農作物の見学をする。 ④給食での日野産農作物の利用を継続する。	■公立全園で年2回調理保育を実施。 ■園ごとに、ブルーベリー、りんご等の収穫体験を実施。 ■散歩中に畑の作物の様子を写生。 ■日野産農産物を給食で使用。	A	■「食育年間計画表」に基づき作物を育て感謝し調理し友達と一緒に食べる楽しさを共有する。 ①年2回の調理保育を実施する。 ②収穫体験をする。 ③散歩時農作物の見学をする。 ④給食での日野産農作物の利用を継続する。
②自然環境を活かした体験学習	■学校ビオトープについて、1校1か所の設置を目標とし、整備を行う。11か所設置（H26年度） ■毎月1回、市内各所で市民等を対象に自然観察会を実施しており、その中で子ども向けの観察会として、春にカブトムシの幼虫配布、夏休みには親子での観察会を行う。	■ビオトープの整備は、1校1か所の設置を目標とし、教育委員会と連携のうへ推進する。 ■観察会については、引き続き子ども向け事業の充実を図っていく。	緑と清流課	■ビオトープについては、小学校1校で校庭整備に合わせて整備を検討する。 ■自然観察会は年11回実施予定。昨年と同様に子ども向け観察会として、7月の昆虫観察会を実施予定。	■小学校1校で校庭整備に合わせて田んぼ整備した。 ■自然観察会は年11回実施。子ども向け観察会として、7月の昆虫観察会を実施。	B	■ビオトープについては、必要に応じて軽微な補修を行う。 ■自然観察会は年11回実施予定。昨年と同様に子ども向け観察会として、7月の昆虫観察会を実施予定。
③幼稚園・小中学校での農業体験	■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。	学校課	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施していく。	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施した。	A	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施

④食農教育事業	■農産物の収穫期である毎年11月を目途に子ども記者が編集する「こども農業新聞」を市内小学校へ配布し、ホームページへも掲載している。 ■七ツ塚ファーマーズセンターで、親子による食農体験を行うことで、食や農への関心を高める。	■引き続き七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。	都市農業振興課	■引き続き七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。 ■七ツ塚ファーマーズセンターを利用した農業イベントを企画し、食や農への関心を高める	■公募による小学生8人に2日間農業の実習と講座を開催し、こども農業新聞を発行した。 ■小学生の農業体験を7回実施し延べ人数101人が参加した。	A	■七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。 ■七ツ塚ファーマーズセンターを利用した農業イベントを企画し、食や農への関心を高める
⑤ひのっ子エコアクション	■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P（P l a n＝計画）、D（D o＝実行）、C（C h e c k＝点検）、A（A c t i o n＝見直し）のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。	■児童生徒及び教職員等が学校生活（教育活動及び職務遂行）において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしてい	庶務課	■行政・学校間・校内で情報を共有し、子どもたちだけでなく学校全体としてより興味のあるテーマについて、取組めること、取組むべきことを検討し、継続的に実践していく。	■取組みを推進するため、担当者連絡会を開催し、情報交換、情報共有を図るとともに、環境研修では日常生活で身近にできる省エネ方法について講義をしていただき、環境への理解を深めた。 ■各校でそれぞれテーマを決め、独自色のあるある取り組みを行った。 ■学校での取り組みがスムーズにいくような報告様式の改善を検討した。	B	■環境に関する意識は子どもたちを中心に、日常的なものとして定着してきている。そこから一歩踏み出すために、学校全体としてより興味のあるテーマについて、取組めること、取組むべきことを検討し、継続的に実践していく。

Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て							
方針２）心と体の健やかな成長を支える							
（１）心の健康を守る支援の充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①保育園巡回相談	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。 ■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。 ■各保育園の巡回回数：年３回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課	■市立保育園11園、民間保育園24園、認証保育所8か所を対象に年3回巡回し、発達について保育者へのアドバイスを実施。	■保育園巡回相談(延べ188人)	B	■市立保育園11園、民間保育園24園、認証保育所9か所を対象に年3回巡回し、発達について保育者へのアドバイスを実施。
②幼稚園巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数：年３回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課	■市立幼稚園5園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。	■幼稚園巡回相談（延べ177人）	B	■市立幼稚園5園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。
③学童クラブ巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数：年２回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課	■市内学童保育所28か所を対象に年2回巡回し、発達について指導員へのアドバイスを実施。	■学童巡回相談（延べ325人）	B	■市内学童保育所28か所を対象に年2回巡回し、発達について指導員へのアドバイスを実施。
④スクールカウンセラー	■親・児童・生徒・職員と地域を対象に、各小・中学校に1名ずつスクールカウンセラーを配置して相談に応じている。	■年35日（週１回）の東京都配置によるスクールカウンセラーと連携を図り連絡会を年３回実施している。大学と連携しインターンも活用し多様な相談内容に対応できるよりよい相談体制を目指す。	学校課	■都SCを全小中学校に週１で配置 ■市SCを希望する小学校に週１（４時間）で配置 ■SC連絡会を学期に１回 ■SCインターンを各中学校に派遣（1～3名）	■年3回SC連絡会を開催し、全員面接等について情報共有を行った。	A	■都SCは年38日配置となり、週１日＋αとなるため、相談体制の充実を図る。 ■市SC・都SCの連携、エールとの連携を充実させる。
⑤保育カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に派遣し、保育者・保護者に支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行っている。	■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へとつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。	学校課	■市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスを行的っていく。	■園の状況に応じて概ね年8回以上の配置を行った。園児の健やかな成長、保護者の不安の軽減、幼稚園での指導者の育成ができ、保護者や幼稚園からも好評を得た。	A	■市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスを行的っていく
（２）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグループトレーニングを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	発達支援課	■対象年齢・内容により月1～2回の指導を実施。指導内容により保育園幼稚園等所属機関との連携も図っていく。	■専門指導事業 言語療法（延べ1,208人） 作業療法（延べ1,333人） 幼児スキルトレーニング（延べ223人）中学生スキルトレーニング（延べ139人）高校生スキルトレーニング（延べ54人）ペアレントトレーニング（延べ72人）	B	■対象年齢・内容により月1～2回の指導を実施。指導内容により保育園幼稚園等所属機関との連携も図っていくための仕組みをつくる。

②幼児 グルー プ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。（1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ）	■親子の遊びグループ（3歳児程度の対象）をもう一つ増設し、対象年齢に合わせた経過観察、親の気づきの場を設定する。卒業した親同士がつながりをもてるよう、親支援事業と連動させて交流会を実施する。	発達支 援課	■年齢別に3グループ実施。相談支援事業と合わせて早期発見・早期支援を図っていく。 ・1歳6か月～2歳すぎのグループ ・2歳児グループ ・3歳児のグループ	■1歳6か月～2歳すぎのグループ(実67回、延べ217人) ■2歳児グループ（実49回、延べ299人） ■3歳児グループ（実17回、延べ55人）	B	■年齢別に3グループ実施。相談支援事業と合わせて早期発見・早期支援を図っていく。 ・1歳6か月～2歳すぎのグループ ・2歳児グループ ・3歳児のグループ
③児童 発達支 援事業	■児童福祉法による児童発達支援事業を実施。 ■初期療育「ひよこ組」相談やいるかグループを経て、小集団の療育を必要とする1～3歳児を対象に実施。 ■通園事業「きぼう」 2歳児 週2日（火・木）保護者同伴通園 3歳児 週3日（月・水・金）単独通園 4・5歳児 週5日 単独通園（3～5歳児は週1回保護者同伴通園） 併行通園※幼稚園・保育園在園児対象 週1回（保護者同伴通園）1クラス7名 送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。	■児童発達支援事業としての指導内容の確立を行っていく。	発達支 援課	年齢と発達段階に合わせて下記クラスを設定。 ■予備療育「ひよこ組」 次年度通園事業利用予定の児で小集団の療育を必要とする1～3歳児を対象に月2回実施。 ■通園事業「きぼう」 2歳児 週2日（火・木）保護者同伴通園 3歳児 週3日（月・水・金）単独通園 4・5歳児 週5日 単独通園（3～5歳児は週1回～月2回保護者同伴通園） 併行通園※幼稚園・保育園在園児対象 週1回（保護者同伴通園）1クラス7名 送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。	児童発達支援事業では集団生活の中で遊びや体験を通して、生活習慣の基礎を作り、社会性を身につける支援を行った。 ■ひよこ組（待機児クラス）24名在籍 ■2歳児1クラス 7名在籍 ■3歳児2クラス14名在籍 ■4, 5歳児3クラス 20名在籍 ■併行クラス1クラス 5名在籍 各クラス保護者の同伴通園や保護者会や懇談会をとして保護者との協力、理解を進めた。 また運動会、楽しみ会といった季節の行事を経験する機会をつくるとともに、交流保育を通して地域の子供たちとの触れ合う機会を設けた。	A	年齢と発達段階に合わせて下記クラスを設定。 ■「ひよこ組」「つばめ組」 次年度通園事業利用予定の児で小集団の療育を必要とする1～3歳児を対象に月2回実施。 ■2歳児 週1日（火）保護者同伴通園 3歳児 週3日（月・水・金）単独通園 4・5歳児 週5日 単独通園（3～5歳児は週1回～月2回保護者同伴通園） 送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。 ■幼稚園・保育園在園児対象クラス 月2回（保護者同伴通園）6クラス各3名 火木の午後に実施
④発達 支援関 係機関 連携協 議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年1～2回協議会（全体会議）を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	発達支 援課	■エールの事業、相談体制の周知を図り、公民保育園・幼稚園、また小・中学校等とのさらなる連携体制を確立 ■エールの利用者の個別支援計画である「かしのきシート」の運用方法の議論。	■福祉と教育、子育て関係機関に参加いただき、相互の連携体制について情報共有・意見交換を行った。 ①平成27年7月実施 ②参加委員：20名 ■かしのきシートの電子運用に向けて様式（帳票）の変更を諮問、またシステム化の概要を報告	A	■利用者増に対する円滑な相談支援体制の検討や連携後の進行管理体制のあり方を協議 ■発達・教育支援システムの一部稼働に伴う情報提供とシステムを通じた連携のあり方の協議
⑤特別 支援教 育の推 進	■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとっても良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。 ■第3次特別支援教育推進計画（計画期間：平成26～28年度）に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。	■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第3次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。 ■小・中学校の通常の学級での、ひのスタンダードの取り組みと授業のユニバーサルデザインの取り組みを推進。 ■ニーズに応じた特別支援学級を設置。 ■中学校リソースルームを拡充。 ■エール（発達・教育支援センター）における連携支援体制を充実。 ■教員の指導力向上に向けた取り組みの推進。 ■特別支援教室（平成28年度から東京都が実施予定）の対応検討など。	教育支 援課	■教員の指導力向上に向けた取組の推進として、特別支援教育の視点を活用した研究と実践を行うほか、教員の研修体系の見直しを行う。 ■ニーズに応じた特別支援学級の増設として、日野第三中学校に自閉症・情緒障害固定学級を開設する。 ■中学校リソースルームの拡充について、市内中学校4校目の実施を図る。 ■特別支援教室の対応について、東京都から示されたガイドラインをもとに、日野市における導入について検討を行い、平成28年度からの順次導入に向けて準備する。	■文部科学省委託事業を活用し、全校で研究授業をするとともに、研修内容の充実と、指導方法の体系化を行った。 ■日野第三中学校に、市内中学校2校目の自閉症・情緒障害固定学級を開設した。 ■日野第二中学校に、市内中学校4校目として、リソースルーム事業を開始した。 ■小学校における特別支援教室の導入について、全校で順次導入していく対応検討と、平成28年度から3校で指導開始するための準備を行った。	A	■文部科学省委託事業を活用し、引き続き教員の指導力向上に向けて、指導方法の体系化と方法論の確立を図る。 ■中学校リソースルームの拡充について、市内中学校5校目の実施を行う。 ■小学校における特別支援教室の導入について、特別支援教室の運営方法を確立し、平成29年度以降の円滑な導入に向けて準備を行う。 ■東京都からの委託を受け中学校における特別支援教室モデル事業を実施する。

⑥個別支援シート「かしのきシート」	■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしてい	■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。	発達支援課	■かしのきシートの対象者を拡充（児の就学に加え就園） ■紙ベースによる運用のあり方とH26年度の運用課を検証。 ■H28年度に稼働を予定している「発達・教育支援システム」の構築にあわせた運用指針・ルールづくり。	■前年度に引き続き、移行期の子どもを中心としてシートを作成、小・中学校へ申し送りを実施した。利用者数135人 ■かしのきシートの電子運用に向けてシステムを構築、運用マニュアルは文部科学省の委託事業によりH28年度策定予定。	B	■当年度ではシートの電子運用にあわせて、公立の幼稚園・保育園、小・中学校を接続し情報の迅速な移行支援を実施。 ■運用実績を反映した運用マニュアルを策定し、平成29年度の民間幼稚園・保育園への接続準備を行う。
⑦放課後等デイサービス	■学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業。	■平成24年の関連法改正により、それまでの障害者自立支援法の児童デイサービス事業（市内1か所）から、児童福祉法による障害児通所支援施策として、放課後等デイサービスが創設された。 ■以降、日野市内に当該サービスがないことを鑑み、民間法人による設置促進を図り、平成25年度1か所、平成26年度4か所（11月現在）が開設。 ■サービス利用者は増加傾向であることから、引き続き推進する。	障害福祉課	■サービス利用者は増加傾向であることから、引き続き推進していく。 平成28年3月末時点での利用実人数210名のサービスを見込む。 ■事業所からの相談に積極的に応じ、放課後等デイサービス事業所の設置促進を図る。	■平成28年3月末時点での利用実人数200名（前年比+50） ■放課後デイサービス事業所は、平成28年3月末で市内9事業所となった。	B	■サービス利用者が増加しているものの、見込みは下回った。引き続き事業所からの相談に積極的に応じると共に、利用者へのサービス周知方法を改善し、利用者の増加を図る。
⑧障害児少年学級／障害者青年・成人学級	■障害をもつ子どもたちは、外出や様々な社会参加による社会的な刺激を受ける機会が健常児より少なく、健常者（児）との接し方や交流がうまくできにくいため、本事業で生活に即した学び、学び合いや人との接し方等を学ぶ機会を提供していく。	■保護者やボランティアが中心となって合宿や定例会、分科会等の機会に音楽や運動、遊びを通じて社会生活の仕方やルール等を学び、学び合い、相互の理解を深め交流する機会（場）の提供を図る。	中央公民館	■公民館委託事業として日野市障害児少年学級事業を実施。保護者やボランティアが中心となり、市内に住み特別支援教育を受けている小中学生との交流を深め、様々な活動や体験を通じて、地域の中でいろいろな人たちと関わりを持つ機会を提供する。	■年間を通じて様々な事業を展開した。市内の特別支援学校・学級等に在籍する小中学生の交流の場として、例会等のイベントを実施。延べ835名が参加。	A	■公民館委託事業として日野市障害児少年学級事業を実施。保護者やボランティアが中心となり、市内に住み特別支援教育を受けている小中学生との交流を深め、様々な活動や体験を通じて、地域の中でいろいろな人たちと関わりを持つ機会を提供する。
⑨みんなの遊・友ランド	■障害のある子もない子と一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。 ■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。 ■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人達と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。 ■青少年委員を中心に、特別支援学校、日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等と連携し、運営を行っている。 ■事業開始：平成4年2月。	■障害のある子もない子が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	子育て課	■H27年度から「市民の森ふれあいホール」で実施。より多くの子どもたちが参加できる環境をつくることに加え、より多くのボランティアが参加できる環境を整える。	■開催実績 6月14日（日）参加者総数544名 前年度比+100名（内訳 健常児：156名、障害児：69名、保護者：128名、ボランティアスタッフ191名） ■今年度より日野市市民の森ふれあいホールにおいて実施。近隣の小学生や、乳幼児など健常児の参加数増が目立った。 ■中央大学ボランティアセンターが協力団体として加わり、中央大学において青少年委員が学生向けに事前説明会を実施。	A	■健常児と障害児がより一層交流できるような遊び等を、今後も継続して検討していく。（遊びの内容やダンス等の見直し） ■障害児、健常児ともに過ごしやすいイベント当日の環境整備を行う。（市民の森ふれあいホールの利点を活かした会場設営、配置等） ■ボランティアスタッフが障害への理解を深めることができる場（事前ボランティア研修会）、ボランティア同士の交流を深めることができる場（事後ボランティア交流会）の提供。

(3) 食育事業などの充実							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進み具合を評価・検証する。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を継続していく。 (第3期食育推進計画を平成29年度改定予定) ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	健康課	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を継続していく。 (第3期食育推進計画を平成29年度改定予定) ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	■日野市食育推進会議4回開催。 ■平成26年度食育推進計画評価・検証を実施。	B	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証のもと、第3期食育推進計画策定を行う。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。
②乳幼児及びその家族への食育推進	■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。 ■食事づくりに苦手意識を持つ乳幼児の保護者、妊婦を対象に「保育付き簡単クッキング講座」を実施。家族の健康づくりを支援する。	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	■離乳食教室60回開催。1488名参加。離乳指導のほか、児童館等子育て支援事業の紹介を行った。 ■簡単クッキング講座16回開催。156名参加。	B	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。
③保育園における食育推進	■保育の内容の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験を通じて食への関心と大切さを知る活動や給食での日野産農作物の利用する活動を実施している。	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを指導していくため、講演や講座、インターネット等のメディアを用いた家庭への発信等を実施していく。 ■年々増加傾向のアレルギー児への対応や朝食欠食率ゼロを目指す取り組みなど、食育に関わる事業の充実を図る。	保育課	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを市民の方に指導していく。 ①子ども家庭支援センターでの講演を2回実施する。子育て広場栄養講座を実施する。インターネット等のメディアを使い給食情報を家庭に発信する。 ②子ども祭り、地域交流事業に参加する。 ③朝食を食べてきたかを確認する「朝食カード」を使用し、朝食欠食率0を目指す。 ④地域のネットワークのため民間栄養士と会議を実施する。 ⑤年々増加傾向のアレルギー児に安全な給食を提供する。	■講演会2回 (6/11、12/3) ■こどもまつり参加 (雨天中止) ■朝食カード配布839名 ■公民栄養士会2回 (6/9、2/24) ■アレルギー対応食の提供実施	A	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを市民の方に指導していく。 ①子ども家庭支援センターでの講演を2回実施する。子育て広場栄養講座を実施する。インターネット等のメディアを使い給食情報を家庭に発信する。 ②子ども祭り、地域交流事業に参加する。 ③朝食を食べてきたかを確認する「朝食カード」を使用し、朝食欠食率0を目指す。 ④地域のネットワークのため民間栄養士と会議を実施する。 ⑤年々増加傾向のアレルギー児に安全な給食を提供する。
④学校での食育推進事業	■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切にし、日野市食育推進計画の遂行を図る。 ■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。 ■農業体験や食材についての指導。 ■食事マナーに関する指導。 ■バランスのとれた食事の仕方などの指導。	■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日野産野菜をより多く使用することや食育カルタ、書初めなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報が見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。	学校課	■全ての学校において、食に関する指導の全体計画に基づき、食育事業を実施。 ■全ての中学校でテーブルマナー教室を継続実施。 ■各校で実施している食育の取組について、「食育カレンダー」としてホームページに掲載する。	■夏休みは調理体験イベント、春休みは給食提供イベントを開催した。 ■全ての中学校でテーブルマナー教室を継続実施。 ■地元生産者と連携した学童農園や体験農園による農業体験も継続実施された。 ■旬の農産物を活用しながら、バイキング給食や行事食、伝統食などバラエティに富んだ給食を実施した。	B	■全ての学校において、食に関する指導の全体計画に基づき、食育事業を実施。 ■日野産野菜を25%使用した給食で地産地消し、地元生産者と連携した農業体験を実施する。 ■全ての中学校でテーブルマナー教室を継続実施。

⑤学 童・児 童館で の食育 事業の 展開	■市内10児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでもできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、もちつきや焼き芋等の季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。 ■学童クラブでは、カレーづくり等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。 ■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。	■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食べることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。 ■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。	子育て課	■児童館によって調理設備等の環境が異なることから、児童館ごとに施設の特徴を生かした食育行事に継続して取り組む。 ■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ、実施可能な調理活動や収穫体験等の食育行事に、継続して取り組む。	■各児童館では「もちつき」や「やきいも」など伝統行事や季節行事を実施。また乳幼児親子、小学生、中高生向けなど、幅広い利用者に参加いただいた。（延べ参加人数：2,508人） ■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ「お芋ほり」や「手づくりおやつ」など実施可能な調理活動や収穫体験等を行った。	A	■児童館によって調理設備等の環境が異なることから、児童館ごとに施設の特徴を生かした食育行事に継続して取り組む。多くの利用者が参加できるよう、目的や方法について検証し見直しを図る。 また、今年度は地産地消や食品ロスの問題等を意識した事業にも取り組む。 ■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ、実施可能な調理活動や収穫体験等の食育行事に、継続して取り組む。
--------------------------------------	--	--	------	--	--	---	--

（４）医療体制の充実

事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	市立病院	■救急専従医師の充実 ■救急患者受け入れ体制充実のための救急室改修 ■社会教育センター移転に伴う病院機能向上基本設計の着手（救急の充実等）	■H28年度からの救急科常勤医師2名確保 ■受け入れ体制の整備充実のための救急室改修完了 ■年間救急搬送患者3, 3 6 8人（前年度比6 5 5人増）	A	■救急搬送患者数の更なる増加 ■救急科常勤医2名配置 ■救急科の正式標榜、救急科病床の確保 ■小児二次救命処置法（PALS）受講支援 ■救急医療の充実にむけた新改革プランの策定、機能向上計画基本設計の策定
②二次救急診療体制の充実 （地域密着型の中核病院機能の発揮）	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実に努めていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	市立病院	■地域医療連携室を中心とした地域クリニック等との更なる連携推進 ■チーム医療による新生児医療体制のPRによる分娩件数UPに向けた取り組み ■多摩平の森A街区の医療機関との連携	■地域医療連携支援文書システムの導入 ■小児科紹介率39.13％（H26）→38.4％（H27）、小児科逆紹介率4.7％（同）→7.4％（同） ■分娩増加PTの立ち上げ、産科専門ホームページの開設	B	■地域医療連携室を中心とした地域クリニック等との更なる連携推進 ■チーム医療による新生児医療体制のPRによる分娩件数UPに向けた取り組み ■多摩平の森A街区の医療機関との連携 ■小児科医療の充実にむけた新改革プランの策定

（５）スポーツ活動の充実

事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①市民の森ふれあいホール	■多数の市民の意向を踏まえ、スポーツ・文化・芸術など様々な分野で利用できる市民交流の拠点として、平成24年度に開設した施設。 ■平成26年度より指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを交えた管理運営が始まった。	■市民交流の活性化には、従来の交流事業等にとらわれず、新しい市民の交流を形成していく必要がある。様々な事業展開が必要であり、市民ニーズにあった交流事業を展開していく。 ■子どもたちがより多くスポーツに触れる機会を創出していく。 ■指定管理事業者による自主事業が展開され、更なる市民の活気あるふれあいの場を提供していく。	文化スポーツ課	■指定管理者による自主事業として、スポーツ&カルチャーの定期教室を継続して実施。 ■プロスポーツなどの誘致により、見るスポーツのきっかけをつくる。 ■障害者スポーツの普及啓発事業をふれあいホールから発信していく。	■スポーツ&カルチャー教室は年4期(3か月周期)行い264教室、申込者2860名の実績。 その他、ワンコイン体験会、かけっこ教室などを実施。 ■ロンドンオリンピック バドミントン代表池田信太郎氏を招いてバドミントン教室を実施。こども20名、大人43名が参加。 ■障害者スポーツ教室会場として年9回実施。	A	■スポーツ&カルチャーの内容をさらにニーズに合った魅力的なものとし利用者の増加を見込む。 ■2020東京オリンピックパラリンピックを見据え、見るスポーツのきっかけをつくる。 ■障害者スポーツの普及啓発事業をふれあいホールから発信していく。

②スポーツ推進委員	■地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の普及を図る。 ■地域からの指導者派遣、協力依頼は、地区担当者（市内3地区）を中心にスポーツ推進委員会全体（24名）で積極的に応える。	■日野市発のニュースポーツであるハンドロウルを使って、障害者スポーツへのアプローチを行っていく。 ■1人でも多くの市民に外に出てスポーツを実践してもらうためのきっかけづくりとして、ウォーキング事業の見直しも検討していく。	文化スポーツ課	■障害者施設などへの派遣事業を行い、健常者も障害者も共に楽しめるニュースポーツを普及していく。 ■身近な場所で、ウォーキングが楽しめるように更なる拡大を目指して、距離の短い「ちょこっとウォーキング」を実施	■市内の障害者施設、社会福祉法人である夢ふうせん、つばさの2施設に年9回スポーツ体験事業を実施。 ■スポーツ推進委員によるウォーキング事業はバスハイキングを含め、年12回実施し、計400名の参加	A	■障害者スポーツ振興として、市内の障害者施設へスポーツの体験事業を引き続き行う。また、年に1回スポーツ推進委員を主管とする、障害者スポーツの交流イベントを開催する。 ■運動のきっかけ作りになるよう、長距離を歩くさわやかウォーキング、短距離を歩くちょこっとウォーキング、平日の夜に歩くナイトウォーキングなど、様々な種類のウォーキングを実施する。
③子どもの体力向上のための様々な環境づくり	■以下の事業を基本とし、子どもたちの体力向上を図る。 ①ロープジャンプ小学生大会 ②南平体育館の改修 ③遊び場・運動広場 ④市民体育大会 ⑤日野スポーツスクール	■運動好きな子どもを増やすため、教育委員会と連携し学校間の垣根を越えたロープジャンプ大会を実施。 ■幅広い市民ニーズに応えられる地域体育施設として南平体育館の大規模改修を検討。 ■地域に根差した子ども等の「遊び場・運動広場」の適切な管理を行う。 ■競技スポーツ活動の成果発表の場として、野球・サッカーなど33種目の市民体育大会を実施。 ■子どもも対象とした、卓球・バドミントンなどの室内種目の初心者向けスポーツ教室を日野市体育協会の協力のもと実施。	文化スポーツ課	■運動好きな子どもを増やすため、教育委員会と連携し学校間の垣根を越えたロープジャンプ大会を実施。 ■幅広い市民ニーズに応えられる地域体育施設として南平体育館の大規模改修を検討。 ■地域に根差した子ども等の「遊び場・運動広場」の適切な管理を行う。 ■競技スポーツ活動の成果発表の場として、野球・サッカーなど33種目の市民体育大会を実施。 ■子どもも対象とした、卓球・バドミントンなどの室内種目の初心者向けスポーツ教室を日野市体育協会の協力のもと実施。	■第5回日野市ロープジャンプ！小学生大会は、14校、50チーム、1151名の小学生の参加があった。 ■平成27年度は、南平体育館建替えに向け、幅広い市民のニーズに応えた、南平体育館建替基本計画（案）を策定しました。 ■「遊び場、運動広場」の管理については指定管理者により適切に管理された。 ■第53回市民体育大会は32種目38競技に12,793名の参加があった。 ■日野スポーツスクール事業として10種目のスポーツ教室を原則週1回年間通し実施、延べ6,546名の参加があった。	A	■市内の小学生を対象とした事業であるロープジャンプ大会を実施 ■南平体育館の建替えに向け、南平体育館基本計画を作成し、市民のニーズに応えられる体育館の建替えを目指す。 ■市民誰もが、気軽に楽しく運動できるよう、「遊び場・運動広場」の適切な管理運営を行う。 ■競技スポーツの活動発表の場として、野球・サッカーなど33種目の市民大会を適切に実施する。また、一部の種目についてはオリパライベントと絡めて実施する。 ■子どもの運動層の拡大の為、初心者向けのスポーツ教室を市体育協会の協力のもと実施
④校庭の芝生化	■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切にすることの心育成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。 ■実施校：東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校（左記3校は東京都補助事業）日野第2小学校ほか3校（敷地の一部を整備。）	■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ（スポーツ）児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。	庶務課	■整備校においては、地域との連携による芝生の維持管理を継続して実施（サポート）し、子どもたちに良好な芝生を提供する。また、校庭芝生化の未整備の学校には積極的に情報提供を行い、東京都補助事業を活用し、地域と密接な連携の上で芝生の維持管理可能な学校に対して、校庭芝生化に向けた働きかけを実施する。	■H26年度に整備した三沢中では、維持管理に伴う都の補助事業を活用し、専門業者による支援を行った。また三沢中を除く整備校に対しては、学校・地域が維持管理活動を行うために必要な支援を行った。併せて、全ての学校に東京都芝生化事業のリーフレット配布等、情報提供を行い芝生化に向けた働きかけを行った。	B	■整備校においては、地域との連携による芝生の維持管理を継続して実施（サポート）し、子どもたちに良好な芝生を提供する。また、校庭芝生化の未整備の学校には積極的に情報提供を行い、東京都補助事業を活用し、地域と密接な連携の上で芝生の維持管理可能な学校に対して、校庭芝生化に向けた働きかけを実施する。
⑤2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた体力・運動能力向上	■2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養う。	■アスリートによる本物体験授業等を実施。 ■子どもたちがスポーツに親しみ、継続的に取り組む動機づけとなる事業を実施。	学校課	■都のオリンピック・パラリンピック教育推進校に全校の指定を受けた。 ■一校一取組運動 ■多摩島しょスポーツ推進助成金によるアスリート等の本物体験による走力向上の取組	■H27に市内小中25校が東京都オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定を受け特色ある取り組みを実施した。 ■オリンピックによる走り方教室、講演等を実施し、児童・生徒の体を動かすことへの意欲が高まるとともに、自分の生き方についても考えることができた。 ■大学准教授を講師とした「体を動かす楽しさ心地よさ」プロジェクトを立ち上げ、児童・生徒の意欲を高める指導の在り方について学び、授業改善や休み時間の運動の在り方を検討した。幼児期からの遊びによる体を動かす環境づくり、小・中学生の運動を苦手とする子供たちの体を動かす手立ての工夫を協議し、身体的リテラシーの定着を目指す基盤づくりができた。	A	■オリンピック・パラリンピック教育推進校の東京都の上限額が1校当たり50万から30万になったが、市費20万を加え27年度と同額で実施する。 ■「体を動かすことの楽しさ心地よさ」プロジェクトを継続するとともに、研究奨励校を指定し、各学校の指導の充実を図る。 ■日野市のオリンピック・パラリンピック教育について、①生涯スポーツの基盤、②国際理解、③障害のある方との共生の3つの柱とし、各学校と協議を重ねながら、日野市におけるオリンピック・パラリンピック教育を確立する。

Ⅲ 共に生き、互いに育てあるまち							
方針１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり							
（１）子育て支援の強化に向けた市民活動（N P O など）の支援							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①市民活動（N P O など）の支援	■多世代、守備範囲の異なる市民（団体）が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。 ■市民活動の財源確保のための支援。（助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施） ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。	■妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。	地域協働課	■ひの市民活動団体連絡会、各大学ボランティアセンターとの交流を活性化し、地域課題の解決に市民と学生の協力を得られる体制作りを推進する。 ■「市民フェア」をより、市民参加によるまちづくりを推進させる内容になるように支援する。 ■市民活動支援補助金に「若者チャレンジ！部門」を創設し、若い世代の発想が地域課題に取り組む制度にする。	■学生のまちづくりへの参加促進 ・大学ボランティアセンターとの情報交換会に新たに参加 ■世代を超えた交流 ・「まちづくり市民フェア2015」を開催 ・市民主導によるまちづくりを啓発 ・参加者数1,800人 ■市民活動支援補助金「若者チャレンジ！部門」において2団体を支援	A	■子育てを支える地域内循環の仕組み ・地区センター、交流センターなどを活用した子育て支援 ・アクションプランの実施
②ひの市民活動支援センター設置・運営	■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。	■ひの市民活動団体連絡会との協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。	地域協働課	■市民活動支援センターの運営をひの市民活動団体連絡会に委託。 ■さらに市民団体等の相談を受けられるように支援センターの運営状況等の見直しを実施。来年度に相談窓口開設時間の拡大する。	■市民活動支援センターの運営をNP0法人ひの市民活動団体連絡会に委託し、多様な主体の連携を促した。 ・まちづくり市民フェアの開催（参加者1,800人） ■同支援センターの窓口時間を拡大[午後に加え、午前中から窓口開設]	A	■まちづくり市民フェアの主導 ・H28. 10. 16（日） ・市民の森ふれあいホール ■策定後10年を経過する「市民活動と市との協働のための指針」[H19.3策定]を同団体と協働による見直し作業の開始
（２）地域で推進する子どもの健全育成							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①民生委員・児童委員（主任児童委員）	■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。 ■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。	■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、適切な関係機関へつなぎ問題解決に努める。児童の健全育成や母子保健推進のため、地域活動に協力する。 ■児童委員のうち主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。	福祉政策課	■今年度の東京都のテーマ「虐待・貧困から子どもを守るおせっかい」に基づき活動していく。また、赤ちゃん訪問事業について、健康課と連携しながら協力していく。	■「虐待・貧困から子どもを守るおせっかい」をテーマに市役所、イオンモールで開催の活動パネル展や産業まつりにおいて児童委員の活動P R強化をした。 ■11月（8月生まれ）から赤ちゃん訪問事業を開始し、おおむね生後6ヶ月の出生児のいる世帯を地域担当の児童委員が訪問し、活動P Rと相談事に応じ関係機関へつなげた。	B	■引き続き活動P Rの強化を図る。赤ちゃん訪問事業の課題と活用について検討していく。 ＜課題＞日中は留守の家庭が多く、訪問できない。オートロックマンションが増え、インターホン越しでの会話のみで顔をあわせることができない等 ＜活用＞訪問した家庭と今後どのように関わりを作っていくのか、健康課との連携の仕方等

②子ども会などへの支援	■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。（H26 年現在72 団体） ■子ども会活動を支援するためにプレイヤー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。 ■ふれあいホール三世代交流館集会室1－2を活動場所として貸し出している。	■今後も同様の支援を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。	子育て課	■年々減少している子ども会の今後について、アンケート調査を実施し、子ども会のあり方や市民ニーズを探り、支援のあり方を検討していく。	■子ども会育成補助金の様式を記入者の手間を削減するため簡素化を行った。 ■補助金交付の決定通知の送付の際に、プレイヤーの案内と一緒に送付も行った結果、昨年度より多くの依頼をいただいた	B	■減少している子ども会の今後について、実績報告書とともにアンケート調査を実施する。 ■市内にある子ども会の全体の数を把握に努める。
③地区青少年育成会の活動	■中学校地区（8 地区）ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。 ■8 地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。 ■【経過】 昭和39 年7 月 日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。 平成2 年4 月から日野市地区青少年育成会となる。 平成18 年4 月より日野市青少年育成会連合会を発足。	■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区（8 地区）ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。 ■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。	子育て課	■各地区の主な活動 《一中地区》 「ふれあいディキャンプ」 《二中地区》 「三世代の集い」 《七生中地区》 「初日の出ふれあいマラソン」 「第25回スポーツまつりinななお」 「第39回初日の出マラソン」 《三中地区》 「さといも植え・観察会・収穫祭」 《四中地区》 「ウォークラリー・手作り広場」 《三沢中地区》 「三沢中学校サバイバルキャンプ」 《大阪上中地区》 「ふれあいまつり」 「ふれあいハイク」 《平山中地区》 「第23回夏休みキャンプin平山小学校」 「第25回浅川ふれあいマラソン」	■各地区の主な活動実績 《一中地区》 「ふれあいディキャンプ」「たすきリレー」 《二中地区》 「三世代の集い」「初日の出マラソン」 《七生中地区》 「初日の出ふれあいマラソン」 「第25回スポーツまつりinななお」 「第39回初日の出マラソン」 《三中地区》 「さといも植え・観察会・収穫祭」 「ふれあいコンサート」 《四中地区》 「ウォークラリー・手作り広場」 「新四中生交流会」 《三沢中地区》 「三沢中学校サバイバルキャンプ」 「小中交流会」 《大阪上中地区》 「ふれあいまつり」「ふれあいハイク」 《平山中地区》 「第23回夏休みキャンプin平山小学校」 「第25回浅川ふれあいマラソン」 ■育成会連合会の主な活動 ・いきいき体験事業（7/29、8/6、8/24） ・チャリティコンサート（9/23） ・研修交流会（2/13）	A	■各地区の活動 地域の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、地域の特色を活かした中学校地区（8 地区）ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。 ■育成会連合会の活動 各地区育成会が相互に連携・協力することで、日野市が一体となって青少年健全育成に取り組んでいく。 ・いきいき体験事業 ・研修等交流事業
④青少年委員の活動	■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。（任期2年） ■「みんなの遊・友ランド」の企画・運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。 ■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。 ■青少年委員制度として昭和35年発足。	■会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。 ■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人達と触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。 ■地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。	子育て課	■ジュニアリーダーとの関わりを強化し、地域における次世代の人材を育成していく。 ■より、地域に密着したかたちで活動を展開していく。	■平成27年度の主な活動 定例会（月1回）、青少年委員だよりの発行（年2回）、あさひっこまつり、みんなの遊・友ランド、自然体験広場、自主企画、手をつなごう・こどもまつり、あきなかだ ■ジュニアリーダー講習会にサブ講師という立場で参加し、青少年委員の人脈・経験・スキルを活かした企画を実施。（ブラインドサッカー体験、ナイトハイク）また、リーダーに対して青少年委員によるスキルアップ研修を実施した。	A	■平成28年度の主な活動 定例会（月1回）、青少年委員だよりの発行（年2回）、ジュニアリーダー講習会、あさひっこまつり、みんなの遊・友ランド、自然体験広場自主企画、手をつなごう・こどもまつり、あきなかだ ■ジュニアリーダー講習会との関わりを更に強める。 平成27年度と同様、サブ講師という立場で関わり、青少年委員企画（ハンドロウル・ボッチャ、ナイトハイク）及びリーダーのためのスキルアップ研修を実施する。また毎講習会、青少年委員の時間を設け、子ども達に個々の知識・経験を活かしたプログラムを提供する。

⑤青少年問題協議会	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。 ■委員数24人（平成27年3月31日現在）	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関として、引き続き、青少年を健全に育成していくための調査審議を行っていく。 ■時代に即した協議会のあり方を検討していく。	子育て課	■開催スケジュール（予定） 第4回 平成27年7月 第5回 平成27年11月 第6回 平成28年2月 ■協議内容（案） 《テーマ》 若者を取り巻く現状と課題 《進め方》 ・日野警察署、児童相談所、南多摩保健所からテーマに沿った話 ・意見交換	■青少年問題協議会を年間3回開催 第4回開催 平成27年7月28日 505会議室 参加者21名 「若者を取り巻く現状と課題」について意見交換 第5回開催 平成27年11月16日 災害対策本部室 参加者19名 「青少年問題協議会のあり方」について意見交換 第6回開催 平成28年2月15日 災害対策本部室 参加者19名 「将来の子ども達の姿や子ども達を取り巻く環境」について意見交換	A	■青少年を取り巻く環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化しているため、課題ごとの協議会などで議論している。また、問題解決に向けて関係機関との連携も可能になってきている。 ■青少年問題協議会の定期的な開催は一旦中止し、各個別協議会の進捗状況等を見ながら、必要に応じて開催を検討していく。
⑥子ども・子育て支援会議	■子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）第77 条第1 項の規定に基づく。平成25 年10 月に発足。 ■委員構成 委員20 人以内 ①子どもの保護者。 ②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。 ③市内の民間企業の事業主を代表する者。 ④市内の民間企業の労働者を代表する者。 ⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。 ⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。 ⑦関係行政機関の職員。 ⑧その他市長が必要と認める者。 ■所掌事務 ①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、 保育所）の利用定員の設定に関すること。 ②特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用 定員の設定に関すること。 ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。 ④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。	■新！ひのっ子すくすくプランにおいても、計画の評価と検証の仕組みが必要になることから、PDCAサイクルを実施し、市民参画や地域との連携のもとに進めていきます。 ■幅広い委員構成であるため、会議を活用し、以下の取り組みを実施。 ①仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進などの広報、啓発。 ②法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発。 ③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等。	子育て課	■開催スケジュール（予定） 第1回 平成27年6月4日（木） 第2回 平成27年7月30日（木） 第3回 平成27年9月30日（水） 第4回 平成27年11月27日（金） 第5回 平成28年1月28日（木） ■会議の役割 ・新！ひのっ子すくすくプランの評価・検証 ・子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。 《進め方》 ・各個別事業等の進捗等について意見交換を行う。	■子ども・子育て支援会議を年間5回開催 第1回開催 平成27年6月4日（木） (1)会長・副会長の選任(2)会議の役割と今後のスケジュールについて(3) 新！ひのっ子すくすくプランの概要について(4)各個別事業についてほか 第2回開催 平成27年7月30日（木） (1)保育園、市立幼稚園に対する取り組み状況と利用者負担金（保育料）の見直しについて(2)学童クラブに対する取り組み状況と学童クラブ費の見直しについて（3）主な事業報告ほか 第3回開催 平成27年9月30日（水） (1)児童虐待への対応、防止の啓発について(2)放課後あり方検討会、家族ふれ愛写真展等について（3）女性の活躍と子育てについてほか 第4回開催 平成27年11月27日（金） (1)児童虐待への対応、防止の啓発について(2)放課後あり方検討会、家族ふれ愛写真展等について（3）女性の活躍と子育てについてほか 第5回 平成28年1月28日（木） (1)保育園の平成28年4月開設及び定員変更予定について(2)ひとり親世帯等の保育料負担軽減についてほか	A	■会議の役割 ・新！ひのっ子すくすくプランの評価・検証 ・子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。 ■開催スケジュール（予定） 第1回 平成28年5月25日（水） 第2回 平成28年8月4日（木） 第3回 平成28年9月29日（水） 第4回 平成28年11月24日（金） 第5回 平成29年1月26日（木）
⑦手をつなごう・こどもまつり	■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10 月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。 ■【経過】 平成3 年度 日野市青少年育成市民交流集会発足。 平成6 年度「W A I W A I ワールド〜じどうかんまつり〜」を実施。 平成7 年度「浅川で手をつなごう」実施。 平成15 年度 万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。 平成22 年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。	■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。 ■子どもたちの主体的な活動を通した自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。 ■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。	子育て課	■青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など48団体が日野中央公園・市民プラザにてステージ演奏やイベントなどを実施。 ■実施日：平成27年10月11日（日） ■参加者：平成25年度 約10,000人	■10月11日（日）に開催予定だったが、雨天のため中止。 10月31日～11月10日まで市役所1階の市民ホールにて手をつなごう・こどもまつり概要、実行委員団体紹介のパネル展示を実施した。	A	■青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館などの団体が日野中央公園・市民プラザにてステージ演奏やイベントなどを実施。 ■実施日：平成28年10月9日（日） ■参加者：約10,000人予定 ■雨天時対応のため、今年度は雨天の場合は七小の体育館等を借りて一部実施予定。

(3) 地域と学校の連携							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①コミュニティ・スクール運営事業	■コミュニティ・スクールは、地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ地域に支えられた学校づくりを実現する仕組みであり、平山小と東光寺小で導入。(平成26年度現在)	■今後の他校への導入については、学校や地域の意向を尊重しながら検討していく。	学校課	■平山小学校、東光寺小学校では学校運営協議会が円滑に運営されている。他地域ではコミュニティスクールを拡大していく動向が見受けられないため、引き続き、地域の動向を注視していく。	■平山小学校、東光寺小学校では文部科学省の補助事業を受け、学校運営協議会の委員謝礼、消耗品等の経費1/3に充てられた。	A	■文部科学省の補助事業を継続し、東京都からも3/1の補助を受けられることとなった。 ■昨年中教審答申で努力義務とされ、今後の動向を注視する ■委員の任期の期限(5期)が近づいており、委員の一斉交代にならないよう協議会へ働き掛ける。
②ホームページでの学校情報提供	■ICT活用教育の推進策のひとつとして、「学校Webサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。	■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。	学校課	■学校経営重点計画の見える化を行う。第2次学校教育基本構想を踏まえ各校独自に設定できるよう自由化する。	■ICT活用教育推進室により学校Webページの新システムへの移行が図られた。見える学校づくりに向けて、日々の学校での様子や学校行事、様々な特色ある活動などを発信している。学校によってさまざまな発信を行っている。特に、移動教室や校外学習などへのアクセス数は多くなっている。	A	■学校経営重点計画の見える化を行う。第2次学校教育基本構想を踏まえ各校独自に設定できるよう自由化しており、さらに各学校の特色ある教育活動を進める。
③学校地域支援本部	■地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置している。 ■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」などを実施。	■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。	生涯学習課	■地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。各校のコーディネーターへの支援や、広報などを活用し学校管理職だけではなく教員や地域などにも制度の周知を図る。各校のコーディネーターへヒアリングを行い、現状把握など情報収集やサポートを行った。他市から転入した学校管理職へ訪問し制度の説明・意見交換を行った。	■小学校17校において、学習支援(1619回)、環境整備(716回)、学校行事支援(63回)、登下校の見守り(914回)などが保護者、学校支援コーディネーター及び地域ボランティアにより行われた。	B	■引き続き地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。各校のコーディネーターへの支援や、関係機関との情報交換等を行う。
④地域の人材を活用した教育の充実(外部指導員など)	■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。	生涯学習課	■冊子発行やホームページ掲載等で事業の周知や活用を呼びかけ、市民の学び合いの支援を行う。	■市民講師や市職員を派遣し、市民の学習支援を行った(延べ実施件数99件、参加者数1,145人)。冊子やホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用呼びかけのほか、登録講師の募集を行った。今後の事業の進め方の参考とするため、都内26市へ、講師派遣事業の状況調査を行った。	B	■引き続き市民の学び合いの支援を行う。他市の状況を参考に、より効果的な支援ができるよう検討していく。

Ⅲ 共に生き、互いに育てあるまち							
方針２）安心して子育てができる安全なまちづくり							
（１）安全、安心なまちづくりの推進							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①通学路など登下校の安全確保	■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、P T A、教育委員会による通学路の合同点検をP D C Aサイクルにより行っていく。 ■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。 ■児童またはP T Aが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。	■平成27 年度から日野市通学路交通安全プログラムが始動するため、このプログラムの円滑な運用に取り組んでいく。 ■モデル校の通学路に防犯カメラを設置し、課題を整理しながら、さらなる設置を検討し進めていく。 ■学校家庭地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。	学校課	■日野市通学路交通安全プログラムに基づく点検の実施。 ■防犯カメラをモデル校の通学路に設置。 ■安全マップの作成。	■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、豊田小、五小、六小、滝合小、旭が丘小の通学路の合同点検を実施した。 ■防犯カメラを八小、夢が丘小の通学路に設置し、防犯効果を高めた。 ■安全マップを作成し、危険個所を把握するとともに注意喚起を行った。	A	■日野市通学路交通安全プログラムに基づく点検の実施 ■防犯カメラを小学校の通学路に設置（5校） ■安全マップの作成
②学校防犯カメラ	■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	庶務課	■児童生徒の安全を確保するため、防犯カメラの適正な運用とシステムの保守管理に努める。	■児童生徒の安全のため、防犯カメラの適正な運用と保守管理を行った。	A	■児童生徒の安全を確保するため、防犯カメラの適正な運用とシステムの保守管理に努める。
③スクールガードボランティア	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証を貸し出している。	■市内の小中学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているので、さらなる拡がりを見せるような事業展開を行っていく。	庶務課	■新たな登録者の獲得と、登録者の活動に対するモチベーション維持のため、定期的な情報提供や研修会の開催を検討し、活動の活性化を図っていく。	■平成27年度末の登録者数1,581名（平成26年度中の登録者増数69名） ■各地域で、学校や地域の団体と連携した見守り活動が行われた。	B	■新たな登録者の獲得と、登録者の活動に対するモチベーション維持のため、定期的な情報提供や研修会の開催を検討し、活動の活性化を図っていく。
④セーフティ教室	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校で年１～２回実施。保護者、地域の方との意見交換会を実施している。 ■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	学校課	■小・中学校全校でセーフティ教室を実施	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校全２５校で年１回～２回セーフティ教室を実施した。その後、保護者、地域の方との意見交換会を実施し、多くの方が参加した。	A	■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。

⑤不審者情報などメール配信サービス	■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、不審者出没や災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。 ■提供する情報は、①不審者情報 ②学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報③防災安全情報 ④高齢者行方不明情報 ⑤障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。	■当初は緊急性の高い情報だけを取り扱っていたが、発信先の間口が広がることによりその他の防災情報・生活情報等の提供要望も多いので、担当窓口の一本化を図るよう調整を行い、より使いやすく有益な情報発信ができるようなシステムを構築する。	庶務課	■①不審者情報 ②学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報③防災安全情報④高齢者行方不明情報 ⑤障害者行方不明情報を従前どおり配信していく。 ■担当窓口の一本化についても、関係通調整を継続して続けていく。	■H28. 3. 31現在登録者数 26, 897人（平成26年度末より2, 400人ほど増） H27年度 配信数 269件 ■登録者数は、子どもの安心安全にかかる関心度の高さから、増加した。配信数は、若干減少した。	B	■①不審者情報 ②学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報③防災安全情報④高齢者行方不明情報 ⑤障害者行方不明情報を従前どおり配信していく。 ■担当窓口の一本化に併せて、より良いシステムへの変更・更新について、関係通調整を継続して続けていく。
⑥あいさつ運動	■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成17年度開始。 ■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。 ■具体的には、奇数月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人々が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。 ■小中学校にあいさつ運動ののぼり旗を掲げている。	■地域の大人同士がつながり、大人と子どもが互いに顔の見える関係づくりが進んでいるが、依然として子どもが巻き込まれる痛ましい事件の報道が後を絶たない現状もある。 ■より多くの地域の皆様に関わっていただけるよう、参加しやすいきっかけづくり、関係機関と連携し防犯意識をさらに向上することなどが課題。 ■子どもたちが、地域の大人に見守られているという安心感の中で成長できるよう、さらに地域のつながりを広げていきたい。	子育て課	■実施日 5月1日（金）・7月1日（水）・9月1日（火）・11月2日（月） 1月8日（金）・3月1日（火） ■実施時間 小学校：7時50分～8時20分 中学校：8時00分～8時30分 ■実施場所 小学校17校 中学校8校	■実施日 5月1日（金）・7月1日（水）・9月1日（火）・11月2日（月） 1月8日（金）・3月1日（火） ■実施時間 小学校：7時50分～8時20分 中学校：8時00分～8時30分 ■実施場所 小学校17校 中学校8校 ■5月、11月は強調月間により、管理職は普段よりも多くの参加、新人職員も参加した。	B	■実施日 5月2日（月）・7月1日（金）・9月1日（木）・11月2日（水） 1月10日（火）・3月1日（水） ■実施時間 小学校：7時50分～8時20分 中学校：8時00分～8時30分 ■実施場所 小学校17校 中学校8校
⑦自主防犯組織育成支援事業	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。	■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。	防災安全課	■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図るため、自主防犯組織育成交付金の再交付を実施する。	■平成27年度実績として自主防犯組織が前年より7組織増加し183組織となり、更なる地域の見守り体制を構築することができた。 再交付組織・・・5組織	A	■引き続き、地域の安全安心を図るため、自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。
⑧市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った警視庁OBによる犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施することにより、各種犯罪の抑止、及び防犯体制の強化を図る。	■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。	防災安全課	■地域に密着した防犯パトロールを推進し、特に子どもが犯罪に巻き込まれないよう、下校時の見守りを中心に防犯体制の強化を図る。 街頭防犯カメラの設置を進める。	■地域の見守りを24時間365日補完する街頭防犯カメラを設置した。 日野駅周辺1台、豊田駅周辺2台、高幡不動駅周辺2台。	A	■引き続き、地域の見守りを推進すると共に、犯罪抑止に効果的な場所に街頭防犯カメラを設置する。（駅周辺）
⑨「子どもを守るネットワーク」事業	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	■引き続き、継続実施する。	防災安全課	■引き続き継続実施する。	■警視庁OBによる防犯青色回転パトロール車での見守り及び小学生を対象とした「子供110番の家（ピーポ君の家）」等への駆込み体験訓練を実施した（仲田小）	A	■引き続き継続実施する。

(2) 子育てしやすいまちづくり							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①住宅マスタープランの推進	■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■国と都が策定する住生活基本計画を踏まえ、平成26年度中に日野市の住宅マスタープランの改訂を行い、子育て支援にもつながる住宅施策を総合かつ計画的に推進する。	都市計画課	■平成26年度に策定した住宅マスタープランに基づき、実施プログラムの策定、推進体制の構築及び計画の進捗管理を行っていく。	■空き家に関する条例や対策計画を検討するため、日野市住宅ストック活用推進協議会準備会を3回開催した。 ■空き家所有者に対し、空き家に関する現状や今後の活用意向を把握するためアンケートを実施した。	A	■住宅ストック活用推進協議会準備会での議論を経て、空家対策特別措置法に基づく対策計画及び法を補完する条例を策定する。 ■準備会を法定協議会に発展させ、空き家の有効活用、発生予防、適正管理などについて具体的な施策を立案する。 ■子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するため住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会を発足させる。
②公園探検隊事業	■地域の特性を生かした市民が利用しやすい「特徴ある公園づくり」及び公園管理などの見直しを市民参画で推進する。	■平成22年度までの9年間、市民とともに公園マップの作成やバリアフリー調査などを行い成果をあげてきた。 ■メンバーの高齢化や転出に伴い、近年は組織が消滅している状況を踏まえ、方向性について検討していく。	緑と清流課	■都市公園・児童遊園・地区広場など、公園類似施設が多数混在している現状の整理及び地域のニーズに沿った利用ルールの検討が課題となっているため、まず課内で今後の方向性の検討を進める。	■都市公園・児童遊園・地区広場などについて、課内で今後の方向性の検討をはじめた。	B	■都市公園・児童遊園・地区広場など、公園類似施設が多数混在している現状の整理及び地域のニーズに沿った利用ルールの検討が課題となっているため、条例改正の検討を進める。
③通学路の整備	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。 ■平成26年度末に策定予定の（仮称）通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。	道路課	■幹線市道Ⅰ-9号線の歩道のバリアフリー化工事を実施する。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、二小、五小、六小、旭が丘小、滝合小の通学路合同点検を実施する。（主体は学校課）	■幹線市道Ⅰ-9号線バリアフリー化整備工事は平成27年12月と平成28年2月に入札を行ったが契約不調のため工事を発注できなかった。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づき平成27年度に5つの小学校の合同点検を実施。市道10箇所の安全対策のうち2箇所を平成27年度に実施、残り8箇所は平成28年度に実施予定。	B	■平成27年度に契約不調だった幹線市道Ⅰ-9号線バリアフリー化工事の設計内容の見直しを行い、再度、平成28年度に発注することを検討。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づき平成27年度に合同点検を実施した、市道10箇所の安全対策のうち、残りの全8箇所の安全対策を実施。また、平成28年度は南平小、潤徳小、八小、七生緑小、夢が丘小、平山小の通学路合同点検を実施する（主体は学校課）
④第二次日野市交通バリアフリー基本構想	■第二次日野市バリアフリー基本構想に指定されている路線について計画的に整備を行っていく。 ■市では市民だれもが自らの意思であらゆる活動に自由に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、重点整備地区を中心に全市のバリアフリーネットワークの形成を目指すもの。また、ハード面のバリアフリー化だけでなく、情報提供のルールや仕組み等のソフト面のバリアフリー化、関係者の援助やマナーの向上等のハート面のバリアフリー化（心のバリアフリー化）を行う。	■平成25年3月に策定した第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、子育て世代を含む誰もが自由で快適に移動できる環境整備を進める。	都市計画課	■心のバリアフリー化を推進するために職員研修を実施した。 ■ユニバーサルデザインを推進するために表彰団体の募集を行う。	■心のバリアフリー化を推進するために職員研修を2回実施した。 ■ユニバーサルデザインを推進している良い取り組みを評価し、2団体を日野市ユニバーサルデザイン推進功労者として表彰した。	A	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、事業の進捗状況を把握するため、進行管理調査アンケートを行う。 ■心のバリアフリー化を推進するために職員研修を実施する。 ■日野市ユニバーサルデザインの推進・啓発のため、日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の募集を行う。

⑤まちづくりマスタープランの推進	■現行のマスタープランについて、策定後の社会経済情勢の変化や、日野市を取り巻く環境変化等を踏まえるとともに、その後の行政施策の状況、地域の要請の変化等に対応するよう、3か年でまちづくりマスタープランの改訂作業を行う。	■現行のマスタープラン及びこれを行行政・市民・事業者の協働で実現するための「まちづくり条例」の理念を継承する。 ■安全安心で利便性が高く若年層や子育て層が定住する都市の実現を目指して基礎調査や改訂作業を進める。	都市計画課	■人口の将来推計や生活利便施設の配置状況等进行分析し、都市の持続可能性の観点から現行のマスタープランの有効性を検証するための基礎調査を行う。	■人口ビジョンに示された市域全体の将来人口推計をにらみながら地域ごとの人口の動きを予測、また市民の生活を支える病院やスーパーなどの都市機能の配置状況と基盤整備や公共交通ネットワークなどとの関連性を分析するなどの基礎調査を実施し、H29年度の改訂に向け検討を開始した。	A	■庁内会議による現行マスタープランの中間検証を経て、有識者や公募市民によるコア会議において目指すべき都市像を定め、実現に向けた土地利用ルールや都市施設の整備方針等を検討する。 ■コア会議において直面する都市計画の課題を抽出し、市民参画で解決策を議論するため課題別のワークショップを開催する。
------------------	--	--	-------	--	---	---	--

Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる							
方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進							
(1) 家族のふれあいの促進							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①家族ふれ愛の日の啓発(写真展)	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成20年度開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかよう温かな家庭づくりが推進できるよう啓発していくことが提言された。 ■具体的には、家族ふれ愛写真展を毎年開催し、受賞作品を基に啓発ポスターを作成し、市内公共機関等に掲示している。	■東京都が定めている「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。	子育て課	■写真現像及びポスター作成300枚 ■写真展概要(予定) 《テーマ》 「家族のふれ合いの良さを伝えてくれる写真」 《応募期間》 平成27年10月1日(木)～10月30日(金) 《応募数実績》H23(32件)H24(55件)H25(60件)H26(69件) 《賞》 1) 家族ふれ愛大賞 1名 2) 家族ふれ愛賞 4名 3) 佳作 10名 展示場所及び期間 場所：市役所1階市民ホール西側 期間：平成28年2月から約1カ月 午前8時30分～午後5時15分	■H27は初めて表彰式をイオンモールで開催するとともに、家族のふれ合いをテーマに親子向けの手遊びや工作も行った。参加者数は延べ1000人と多くの方にご来場いただき、家族ふれあいの日の啓発活動を行った。 ■作品のパネル展示をH27 12月は全応募作品を親子が集うイオンモール多摩平の森チョッキンズ前にて掲載した。またH28 2月には市役所1階市民ホール東側にも展示した。 ■ポスターの掲載場所を多くの方が集まる市内の公共交通機関、スーパー等に新たに掲載した。	A	■写真現像及びポスター作成300枚 ■写真展概要(予定) 《テーマ》 「家族のふれ合いの良さを伝えてくれる写真」 《応募期間》 平成28年10月1日(土)～10月31日(月) 《応募数実績》H23(32件)H24(55件)H25(60件)H26(69件)H27(59件) 《賞》 1) 家族ふれ愛大賞 1名 2) 家族ふれ愛賞 4名 3) 佳作 10名 展示場所及び期間 場所：①イオンモール多摩平の森陽だまりのアトリウム②市役所1階市民ホール東側 期間：①平成28年12月から約2週間午前10時～午後10時②平成29年2月から約1か月間午前8時30分～午後5時15分
②親子ふれあい事業	■親子のふれあいを促進するため、3～4か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	健康課	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	■年間36回の3～4か月健診後に、交流する機会を設け、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施した。	B	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。
③家庭教育学級	■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。	■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	生涯学習課	■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級の実施。 ■生涯学習課による講演会の開催。 ■市ホームページやひのっ子教育を活用しての情報発信。	■小中学校25校PTAへの委託により、地域性やニーズに合わせた学習活動が実施された(延べ参加者数4,926人)。 ■生涯学習課で、家庭の教育力向上に向けた講演会を3回開催した(延べ参加者数251人)。 ■市ホームページ等での情報発信により、家庭教への意識の啓発を行った。	B	■引き続き、PTAへの委託による家庭教育学級や、講演会開催、情報発信などを行い、家庭教育の充実及び保護者の教育力向上を図っていく。
(2) 異年齢交流の促進							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。	保育課	■地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。 また、中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深め、つながりが持てるように積極的にすすめていく。	■中高生等の保育体験受け入れ実施園・・・11園 参加人数・・・630人	A	■地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。 また、中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深め、つながりが持てるように積極的にすすめていく。

②ジュニアリーダー講習会	■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。 年10回実施（平成26年度） ■効果 企画・運営を大学生・高校生のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」 ■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。	■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。 ■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。 ■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っている。	子育て課	■リーダーの地域活動の幅を広げる試みを積極的に推進する。（子ども会、児童館などの関わりを強化、プレイワーカーとして派遣するなど） ■自然体験を基本としつつも、子どもたちに対して、様々な体験の場や機会を創出していく。	■子ども会、児童館等にプレイワーカーとしての参加促進。 活動実績：延べ41件 計88人参加（児童館行事、子ども会行事、育成会行事等） 前年度比+10件、+10人 ■6月7日～12月20日 計10回実施。主な講習会内容：開講式、かまど講習、大成荘キャンプ、手をつなごう・子どもまつりへの参加（子ども達による企画・運営）、ブラインドサッカー体験、ナイトハイク（児童館とのコラボ企画）、星空冬キャンプ、閉講式	A	■リーダーの地域活動の幅をさらに広げる。（地域協働課主催のアクションプランや地域懇談会への参加の促進等） ■ジュニアリーダー講習会の充実のため、リーダーへ新たなプログラムの実施を依頼する。
(3) 子どもの人権意識の醸成							
事業	内容	方向性 (2015年4月～2020年3月)	担当課	平成27年度の取り組み (具体的に記入)	平成27年度実績	評価	平成28年度の取り組み (具体的に記入)
①道徳授業地区公開講座	■全ての小・中学校で学校、家庭、地域社会との連携により開催している。継続して、道徳授業の質の向上と公開講座の開催方法の工夫等を図り、さらに事業を充実させていく。	■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。	学校課	■小・中学校全校で道徳授業地区公開講座を実施。地域や保護者へ呼びかけ、意見交換会を実施	市内の全ての小中学校において、道徳授業地区公開講座を実施し、保護者や地域の方々との意見交換を図った。	A	■全校で道徳授業地区公開講座を実施。地域や保護者へ呼びかけ、意見交換会を継続
②人権教育推進委員会	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■東京都の人権尊重教育推進校指定を受けた日野第四小の取り組みを広めるとともに、人権教育推進委員会を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。	学校課	■日野第四小学校が都の人権尊重教育推進校の指定を受け実施	■人権教育推進委員会 ・毎年の人権教育推進委員会において、異なった人権課題を取り上げ、人権課題に対する理解を深めるとともに、児童生徒への具体的な指導の在り方について協議を行った。 ・人権教育全体計画・年間指導計画の見直しにつなげた。 ■日野第四小学校 「自分や周りの人を大切にする子供の育成 ～あいさつが通い合い笑顔があふれる子供の育成を目指して～」を研究主題に、道徳の時間・地域関係機関との連携・生活指導・特別活動の充実、人権感覚を養う校内環境の整備、教職員の研修を行うことで児童の人権を尊重する心が育まれた。 ■各学校での道徳の時間の充実、高齢者の方や障害のある方との交流を通しての学び、人権感覚を高める実践が行われた。	A	■日野第六小学校が東京都の人権尊重教育推進校の指定を受け、H28・29の2か年実施する。

③心の教育 （いじめ防止基本方針）	■自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を育成するため、人権教育の一層の充実を図り、道徳性を養い、相手を思いやり、社会に貢献する力を育む。	■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。 ■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。 ■動物ふれあい訪問事業を実施する。	学校課	■いじめ問題の協議会の開催（10月）、対策委員会の開催（7月、12月、3月） ■小学校1年生を対象にリトルホースの乗馬体験を実施	■いじめ防止基本方針に基づく、協議会及び対策委員会を開催した。対策委員会では、今後のいじめ問題に関する対策について報告書をまとめた。 ■東京都人権教育推進校として四小が指定され、2月に研究発表を行った。 ■道徳副読本を中学校は全学年全生徒分、小学校は全学年1学級分を購入し配布した。 ■道徳授業地区公開講座を全小・中学校で実施し、児童・生徒、保護者・地域の共通理解による心の教育の充実を図った。 ■動物ふれあい事業を全小学校1年生、全市立幼稚園児を対象に実施した。 ■いのちの大切さを伝える講演・展示の事業を中学校3校で実施	A	■総合教育大綱の理念のもと、学校・保護者・地域社会・関係機関が連携し、子供の育ちを守り、支えていく。 ■いじめ問題の協議会の開催（5/24）、対策委員会の選任、学期に1回（年3回）開催 ■道徳副読本の補充（学校への配布であるため、次年度以降も同じ物を使用するが、劣化状況や改訂があった場合、進級時の不足分の補充など適切に管理する。） ■動物ふれあい事業を継続実施 ■今後もいのちの大切さを伝える講演・展示を毎年中学校3校で実施
④高齢者との交流	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。	学校課	■老人ホームへの施設訪問、プラスバンドの演奏 高齢者が小学校を訪問し、お話を実施	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者との交流を行った。	A	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者との交流を継続
⑤子ども条例の推進	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。 ■【策定までの経過】 ①平成13年から職員によるプロジェクトチームで「子どもの権利条例」づくりを検討。 ②平成14年に市民の意見を取り入れるため、市民を公募。応募した市民（おとな会議23名）と職員が3年間で108回の会議を実施。公募で集まった子どもたち（8名）からも意見をもらい、条例の元になる案を作成。 ③平成18年8月にパブリックコメントを実施。 ④平成20年6月議会に上程。 ⑤平成20年7月1日条例を施行。	■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。 ■日野市子ども条例の理念を「新！ひのつ子すくすくプラン」で具現化していく。 ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議にその役割を位置づけていく。	子育て課	■10月に実施される「手をつなごう・こどもまつり」に子ども条例ポケット版を掲示。普及啓発に努める。 ■家族ふれ愛写真の展示を活用し、市民に対して子ども条例趣旨等をわかりやすく掲示する。（場所は市役所1階、展示時期2月頃）	■平成27年10月11日（日）に開催予定だった「手をつなごう・こどもまつり」が雨天のため中止。10月末に市役所1階の市民ホールに「手をつなごう・こどもまつり」のパネル展示とあわせて子ども条例の掲示を行った。 ■家族ふれ愛写真展のパネル展示にあわせて子ども条例の掲示及びリーフレットの配布を行った。 ・イオンモール多摩平の森3階チョッキンズ前（期間：平成27年12月11日～12月24日） ・市役所1階市民ホール（期間：平成28年2月2日～2月23日）	A	■10月に実施される「手をつなごう・こどもまつり」に子ども条例ポケット版を掲示。普及啓発に努める。 開催予定日：平成28年10月9日（日） ■家族ふれ愛写真の展示を活用し、市民に対して子ども条例趣旨等をわかりやすく掲示する。 掲示予定日：イオン12月・市役所2月
⑥いのちの学校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが人を大切にし、かけがえのない「命」の大切さを考えてもらう事業を実施。	■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2～3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、PTAの方にも参加していただき考えてもらう。	セーフティネットコールセンター	■市内3校の中学校で、命の大切さ・心の健康に関する講演会等を開催。無念にも亡くなり、生きたくても生きられなかった人たちを目に見える形としたパネル展示（メッセンジャー）、と遺族による講演会を生徒だけでなく保護者も含め行った。	■実施後のアンケート「誓いの葉」から、こころの健康や、命の大切さのについての理解や意識の高まりが伺えた。 生徒のほか、地区公開としたため保護者や地域の方の参加もあった。	A	■28年度についても、市内の3校で地区公開としての開催を予定。